奈良国立文化財研究所年報

1964

奈良国立文化財研究所

目次

口絵
平城宮出土木簡
平城宮出土隼人楯
多禰寺蔵孔雀文磬
興福寺一乗院出土円硯
唐招提寺蔵菩薩頭部実測図

緒言……1
第13次平城宮発掘調査出土の木簡……2
西大寺彫刻調査概要……9
舞鶴地区の美術工芸調査……15
後西院御所茶座敷の指図……21
写真測量の文化財調査への応用……24
一乗院発掘調査概要……26
仁和寺所蔵「本尊随法不同事等」紙背文書……31
昭和三十八年度平城宮発掘調査概報……35
奈良国立文化財研究所要項……40

奈良国立文化財研究所年報1964

発行年月日　1964. 11. 1　編集・発行　奈良国立文化財研究所　印刷　共同印刷工業株式会社

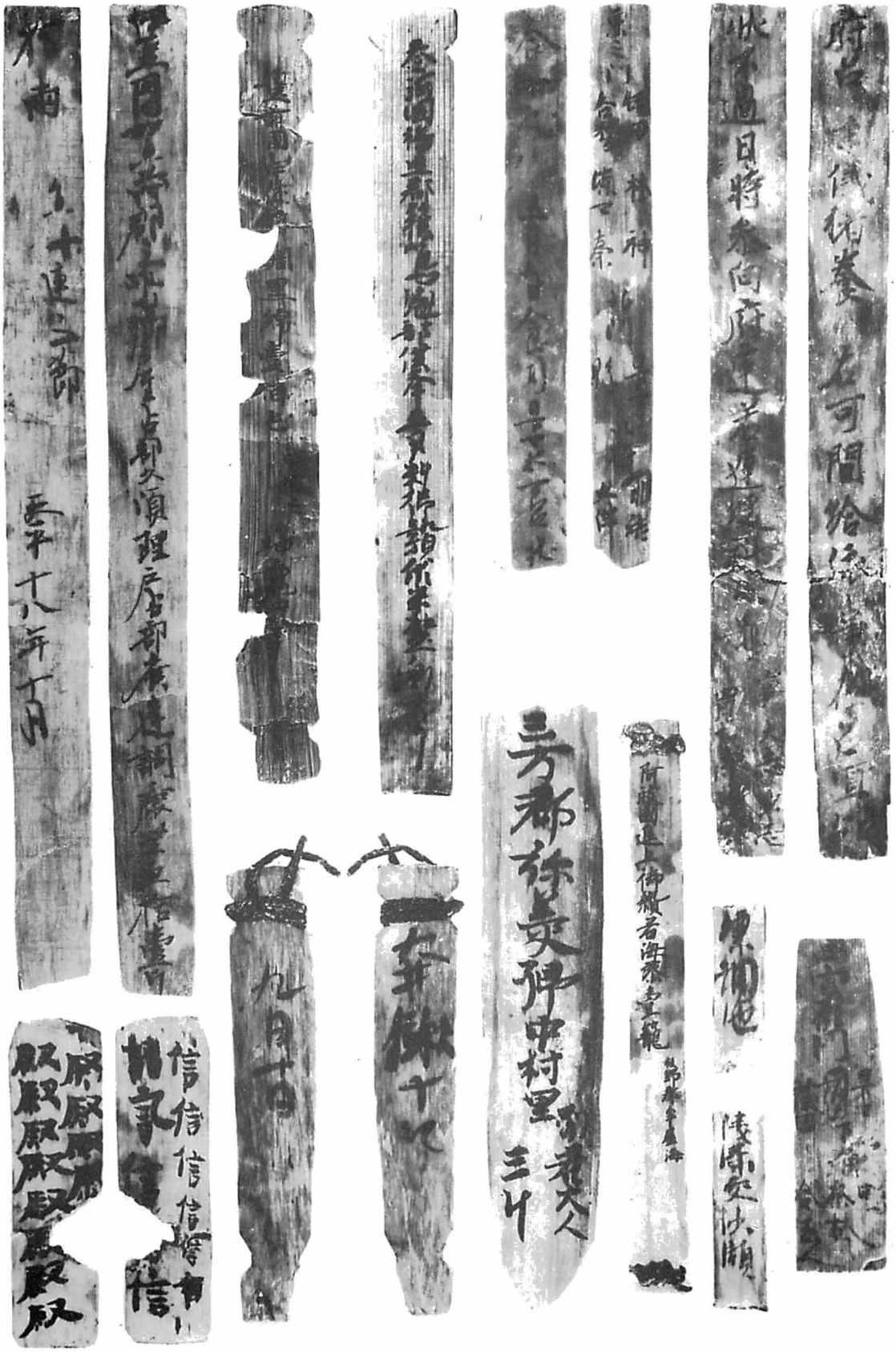

平城宮出土木簡　1:2

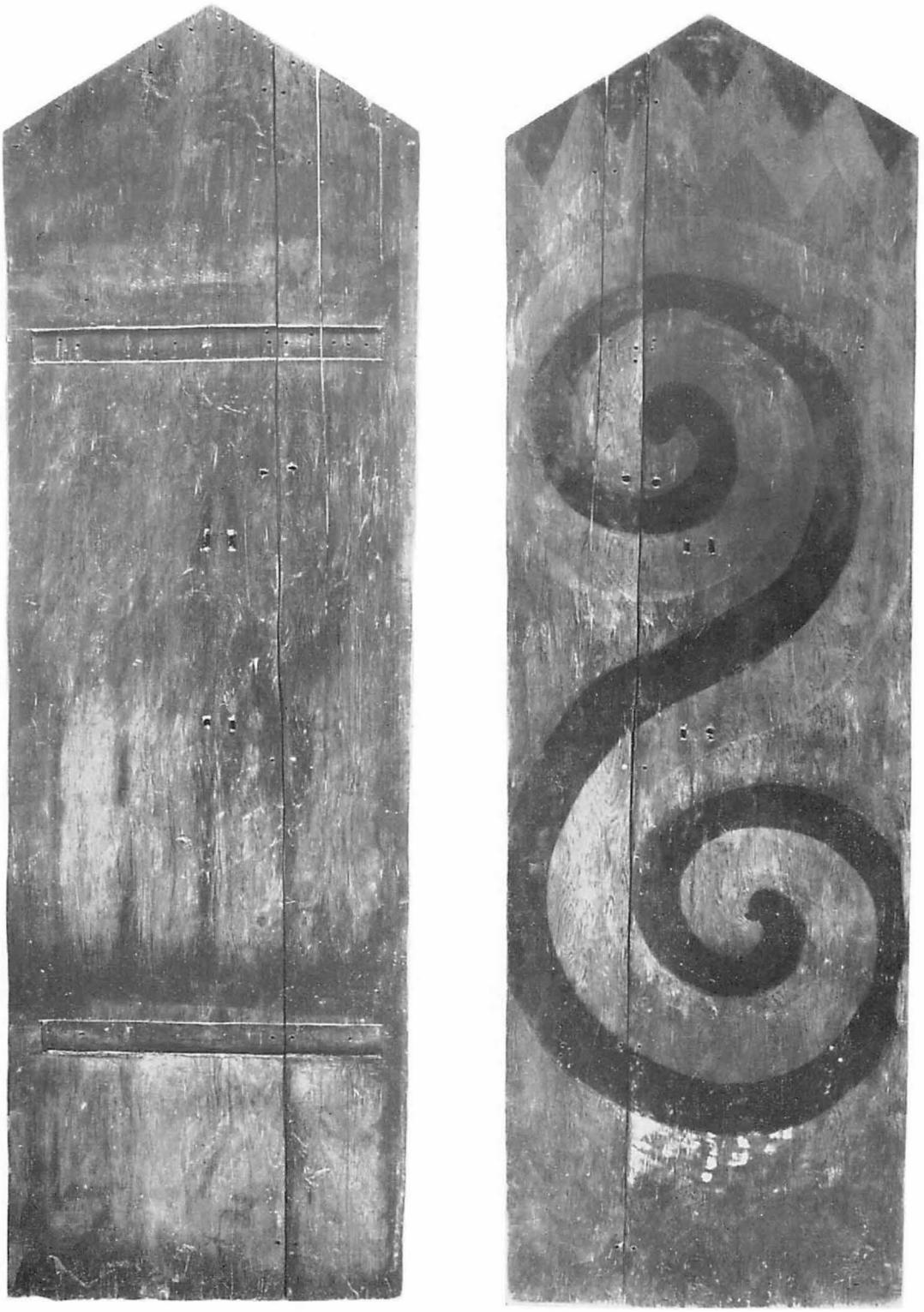

平城宮出土集人楯

多 禰 寺 藏 孔 雀 文 磬

興 福 寺 ・ 乗 院 出 土 門 砚

0 20 40 60 80 100 cm

唐招提寺蔵菩薩頭部実測図

緒言

文化財といえば、世の多くの人達は、とかくこれを過ぎ去つた古い時代のもの、もう今のわれわれにはそんなに役立たないもののように考え勝ちであるが、ほんとうの文化財とは、そんな小さなものではない。それは一つの民族が、それぞれの生活の中から、ほんとうの生きる叫びを何かの形としてあらわしたもので、そこにはまつたく偽りのない生きる喜びがあふれている。したがつて、それ等の文化財は、今のわれわれがこれからどうして幸福な生活を営んでいこうかと考えるための、もつとも好い指針であり、またその規範ともなるべきものである。そして、それはただ詞だけの概念としてあらわされているものではなくて、われわれの直接の感覚にうつたえる造型として伝えられているところに、大きな価値があるものといわなければならないだろう。例えば、一つの建造物にしても、その形なり、その材料なり、その組み立て方なりに、それぞれその土地土地にもつとも適したものが用いられて、はじめてそこにもつとも快適な生活が考えられるといつたようなことである。それを如実に示してくれているのが、文化財なのである。これを無視して、今後のわれわれの文化生活などは決してあり得ないといつても、過言ではないだろう。

しかし、この文化財を調査し、研究して、これらを今後のわれわれの文化生活に役立たせることは、なかなか容易な業ではない。まずその調査においては、よほど精確にそのものの性格をつかまえなければならないし、次の研究段階においては、それこそ丹念に一つ一つその特性をおさえてかからなければならない。そこには当然なこととして、一点のごまかしも許されない。そしてただ歴史の真実さだけが要求される。したがつて、文化財の研究とは、華やかな名論卓説を出すことではなくて、専ら努力の積み重ねでなければならない。二年や三年の机の上だけの研究ではなくて、泥と汗とにまみれた十年以上の研究でなければ、何か一つでもものがいえるような成果が期待できるものではない。

奈良国立文化財研究所は、国の研究所としてはまことに貧弱なものではあるが、幸に文化財保護委員会をはじめ、関係各方面の絶大な御援助によつて、小さいながらもそれだけの研究成果を上げているつもりである。しかしまだまだ足りないところは大きい。やはり今後を期待しなければならない。

昭和三十九年八月

奈良国立文化財研究所長　小林剛

第13次平城宮発掘調査出土の木簡

歴史研究室

木簡出土の地点と状況

昭和38年度第13次平城宮発掘調査において2ヶ所の土壙SK870・SK820から木簡が発見された。平城宮の発掘調査で木簡が検出されたのは、今回が3度目である。すなわち、昭和36年1月に6ABO区SK219土壙から41点出土したのが最初で（その詳細は「平城宮発掘調査報告Ⅱ」頁50以下に報告した。以下「平城宮報告Ⅱ」と略記する）第2回は、昭和36年9月6ABO区SE311—B井戸から2点が検出されている（これについては、「奈良国立文化財研究所年報1961」に簡述した）。しかし今回発見された木簡は、総計約1,900点をかぞえ、内容的にも豊富なものを含み、質量ともに前2回を圧倒する発見であつた。平城宮の木簡にかける期待は今後ますます大きくなつたといえよう。

SK870土壙は、第2次内裏の内郭築地回廊東北隅から北約40mにあたり、内裏の外郭内に位置する。この土壙から41点の木簡が出土した。現地表から比較的浅い土壙であるため、遺物の残存状況は良好ではなかつた。出土木簡には紀年銘がなく、土壙の埋没年時は明瞭ではない。但し「左衛士府」と記された簡があるから、左勇士衛と官名を改めた天平宝字2年8月から天平宝字8年9月の間ではあり得ない。

SK820土壙はSK870の東約28mのところにあり、第2次内裏の外郭内にあつて、外郭東面築地より約36m西にあたる。遺物の出土状態からみて、一時期のごみ棄穴であり、その埋没年代は年号の記載のあるものの約8割が天平17年4月から19年8月の3ヶ年にかたまつているから、天平19年8月をあまりへだたらなかつたと推定できる。出土木簡の総点数は1869点である。

昨年10月公刊した「平城宮第13次発掘調査出土木簡概報」には約1,600点としたが、確認総数がこの概数を大幅にうわまわつたのは、その後の木質遺物整理の際に発見された断簡、零墨類のものが、かなりの数にのぼるためである。

二、木簡の形態分類

「平城宮報告Ⅱ」で示したSK219出土木簡の型式分類に、今回出土したものの形態を加えて、左にあらためて、現在までの木簡の形態分類をかゝげると、つぎの13型式になる。

6011型式、短冊形のもの、「平城宮報告Ⅱ」601型式にあたる。

6021型式、小形短形のもの。

6022型式、小型短形の材の一端を圭頭にしたもの。

6031型式、長方形の材の両端左右に切り込みをいれたもの。「平城宮報告Ⅱ」603型式。

6032型式、長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。「平城宮報告Ⅱ」604型式。

6033型式、長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らしたもの。

6039型式、長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

6051型式、長方形の材の一端を尖らしたもの。「平城宮報告Ⅱ」605型式。

6059型式、長方形の材の一端が尖つて、他端の形態が不明のもの。

6061型式、用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

6065型式、ある種の用途をもつと推定される木製品に墨書のあるもので、その用途が判然としないもの。

6081型式、折損、腐蝕その他によつて原形の判明しないもの。「平城宮報告Ⅱ」608型式。

6091型式、削り屑、「平城宮報告Ⅱ」609型式。

第1図　「紫菜」「左衛士府」

三、木簡の形状と内容

SK870　出土木簡

木簡の遺存状況はわるく、総点数41点のうち、完形もしくはそれにちかい形をとゞめているものは、つぎの3点である。

「左衛士府」（6051型式）、「刑マ石次□□（卌カ）」（6011型式）、「紫菜」（6033型式）

あとは、断簡ないし零墨類であるが、そのなかには、「…×二石六斗×三石七斗×五石×二石…」のように穀類（?）を計上しているもの、「建マ益人」「波多部国□」「他田床足」など人名を記載しているものがある。人名記載の簡がどのような性格のものか判然としないが、あえて臆測するならさきの「左衛士府」の簡と関連づけて、衛士の姓名を書き上げたものではないかともおもわれる。

SK820　出土木簡

形状　さきにのべた型式に分類すると、圧倒的に多いのは6091型式（削り屑）で975点（52％）、ついで多いのが残簡零墨で原形不明のもの（6081型式）が644点（34％）、この2種で全体の実に86％強をしめる。さらに、これをのぞく250点（14％）についてみると、このなかには上半もしくは下半が欠失していて、原形が完全に確認できないものが65点あるから（6039型式、6059型式）、結局これをのぞく185点（全

体の1割弱）が完形もしくはそれにちかい形状をとゞめているのである。

内容　記載内容は大別して〔I〕(i)往復文書、(ii)伝票、帳簿類、〔II〕荷札、付札類、〔III〕習書、楽書類の3種になる。

〔I〕(i)　これには官司の差出す公文書と個人の解・啓状がふくまれる。前者の例としては、図書寮解（断簡）、勅旨紙を打つために三野部石嶋等を召喚している某司符（差出官司は第四等官が属と記されているから職・寮の官司であり、内容上紙に関係したものであるから、さらに限定して、この差出官司は図書寮であるかもしれない）、某府移（上半欠）、某府（兵衛府カ）移（充所出雲国司、削屑）、某牒2点、某郡司解、某解（充所川口關務所）などがあり、文書形式は省略されているが、召喚状とでもいうべきものが兵衛府、某寮各1点づゝある。このほか官司名の記載のあるものを一括してあげると、中務、民部、宮内の3省が各1点、大膳職が4点、木工寮、内膳司、造酒司が各1点ずつある。民部省をのぞいてこれらの官司がいずれも、中務、宮内両省に関係したものである点が注意される。この点は出土地点の性格を考察する場合に参考になる。さらにさきにあげた文書の差出官司についてみると、兵衛府のものが数点見出されることも無視できない。実は兵衛府に関係したものは、右のもの以外に、内裏（「西宮」）の南門、角門、東一、二、三門、北門、北府などの守衛に兵衛を割当てるための札と考えられるものが断簡類あわせて55点の多くが発見されているのである。それはたとえば左のような記載内容をもつ、

「　　日下マ　、鴨
　西宮南門茨田下角　奈林
　茨田　合五人」

これは某月某日昼あるいは夜の西宮南門および角門の守衛は日下部以下5人の兵衛があたる。合点のついている茨田は、下を下番と解すると、なんらかの事情で番を下ることになつたものであろう。（口絵I）

第2図　某府移

第3図　SK820土拡

禄令集解によると、兵衛は京につめる6ヶ月のうち、100日以上を内裏の門衛番にのぼらねばならないことになつているが（同令集解兵衛条古記）、右の割当札は日々の門衛を割りふつたものであろう。但

表1　門と兵衛　　○カッコ内の数字は頻度数
○(西宮三門)は西宮東一・二・三門を指す

門名	兵衛名
西宮南門(5)	上(2)、日下部(2)、茨田(2)、大野、春部、君子、香米、船、室
角門(2)	鴨、逢沙、丹比部、奈林
西宮東一門(7)	茨田(5)、川上(4)、大伴(2)、敢、石□、膳、君子、錦部、室、矢田部、□
東二門(8)	奈林(3)、三野(3)、綾(2)、土師(2)、漆部、大原、軽、多紀、錦部、額田、檜前、尾張
東三門(2)	額田(2)、漆部、各務、丹比部、錦部、秦、林、茨田、神
(西宮三門)	番長、安曇島、大原大魚、上廣足、田口牛甘、民金万呂
北廂門(1)	磯、石前、河内、坂井、宗我、田部、道守、錦部、八戸、養徳、若麻、尾張
北門(1)	日下部、県
北廂(1)	大伴、服結
その他にみえる兵衛姓名	茨田(3)、各務(2)、川上足棒(2)、川上、河内五足(2)、河内、田口牛甘(2)、土師(2)、室(2)、矢田部|□□|(2)、県若□、大原大魚、春部、上廣足、勝、浄|□□|、民□□□、錦、秦□麻呂、林、三野、神、養徳、尾張

し、これが単なる割当札でないことは、記載事項のなかに「食司日下マ太万呂状」とか「朝夕料」とあるので同時に、食糧請求もしくは支給の伝票としての用もはたしていたものであろう。兵衛と判断される川内五百足、田口牛甘2人の食料請求票が2点ほかに見出されることも参照される。

SK820出土木簡のなかで、兵衛に関係した簡は、質量ともに大きな位置を占めており、さきの中務、宮内両省関係のものと併せて、この地点の性格を考える重要な材料である。(表1参照)

個人の啓・解状としては、某啓状3点、川上足棒啓状(川上足棒は兵衛)、檜前大舎人倭麻呂解状(削り屑)、某解状2点(いずれも残簡)、山口伊美吉紺糸進上状がある。

(ii)　支給伝票の例としては、

(表)「錦部小浜給錦」
(裏)「十□潤(垣カ)□(別筆)」

日々の支給を書きあげた帳簿様のものとしては第4図にかゝげたものがあり、請求伝票、帳簿の類としては、

三升請又廿四日古御酒三升□(靖)又廿五日
古御酒三升請又□□□□(廿)(日カ)(古御酒三升請カ)□□□□□□□□
九月□日古御酒二升(右半欠)　(一カ)

などがあり、おそらく購入伝票とおもわれるものに、

(表)瓫七十二口　大廿口直銭百六十文各充
八文小五十二口直銭百五十六文充
(裏)合参百壱拾陸文

などがある。これらは官庁の吏務処理につかつたものと考えられる。

このほか断簡類で文書の一断片をつたえるものが相当な数にのぼり、そのうち人名記載のあるものには、兵衛の

日純十
留(レ)□(西)給
□播料
一
廿日□(純カ)
□練料
□(三カ)
□
□
三匹
□匹□
給
□匹
(三カ)
□
第4図

第5図　天平十七年十月廿日　備前国赤坂郡雨匝郷調鍬十口
周防国大嶋郡美敢郷凡海阿耶男御調塩一斗

ほか、真濱女・子刀自・五十上女・春日女・子奈女・玉敷女・大津女などの女姓名（采女？）、奈良王・管原王・玉手王・川勢王などの王名がみとめられる。なお、木簡所載の人名で中務少丞池田足継は正史に載せられており、続日本紀天平宝字元年5月条に従五位下に叙せられているのを初見に、天平宝字7年4月左少弁に任ぜられるまで5回みえている。

〔II〕　付札類には、調・贄・中男作物・白米・麦などの地方貢進物につけられた荷札と宮内で保管整理用につけた札の2様がある。

前者について現在確認できる総点数は163点である。内訳は調が67点、贄が50点、中男作物が8点、白米・麦が10点で、そのいずれに属するか不明であるが地方貢進物の荷札と推定できるものが29点かぞえられる。税の種類によってそれぞれに記載様式が認められ、調については、賦役令第2条（調皆随近条）の規定により、国郡里戸主姓名、貢進者姓名、貢進物、数量、年月日が記される。但し戸主姓名、国名などの省略されることがまゝあるが、これは簡におさめられる文字数に限界があることからくる略記である場合、同一貢進者の荷物が2個以上になつた際に一方を省略して書く場合などの略法である。正倉院現存の古裂銘文でも戸主姓名の略されているものが数点認められることも参考にすべきであろう。

貢進物の数量についてみると、正丁1人相当量のものと、その⅓にあたるものがある。⅓は次丁・中男の輸量ではないから別の事情が考慮される必要があり、たまたま今回の木簡に、同年度同一人貢進の調札が3枚あることから推して、⅓量は正丁1人分の調を3個の荷にわけて包装し、それぞれに札を付けたためと考えられる。天平11年伊豆国正税帳には、調堅魚を買得する際の単価を正丁1人輸量の⅓にあたる11斤10両（＝稲10束）で表わしているが、こゝにもたまたま正丁1人の調を3箇の荷につくる当時の慣行が示されている。

さらに郷里名に関しては倭名鈔にみあたらないものが数点あるし、郷里併記の簡で年時の明らかなものは、神亀4年から天平元年までの間に限られる。貢進物は塩が多く、ほか波奈佐久（？）、堅魚、鮑堅魚、鰒、耽羅鰒、海松、鍬、綿などであり、海産物は全国各地から、鍬は備前・備中・備後から、綿は西海道6ヶ国からそれぞれ貢上され

ている。綿はいずれも4両1屯包で100屯ごとの荷につけられており、貢進主体は郡である。筑紫の綿は万葉集にもこれを賞したものがあり(336)、正史にも太宰府から綿を貢上させた資料は多い。貢進年時は、ほかの地方貢進物の大多数が天平17年から天平19年までのものであるのに対し、養老2年から天平3年までと一時期さかのぼる。これはしかし、郡が府庫に納めた年時を示すものであるから、京庫にはいつた年時は判明しないが、天平19年を下ることがないとして、天平14年正月から17年6月におよぶ太宰府廃止の時期が何らかそれに関係があるようにおもわれる。府の廃止により府庫物は筑前国司に付託することになつたが、そのご一部が京庫に運進されるようなことがあつたのではなかろうか。

綿とともに貢進者個人名が明記されず、郡郷単位に貢進されているものに鍬がある。賦役令の規定では正丁1人3口となつているが、荷札は、10口ごとにつけられ、備中賀夜郡大井郷からのものと推定される「大井鍬十口」と略記された札もある。

以上調物についてみると、綿をのぞいてはいずれも賦役令第1条規定の調雑物としてあげられているものにあたる。

なお、尾張国智多郡の調塩札には年月日の下に郷長の署名のあるものが一点存することを付記しておく。

つぎに贄札であるが、断簡類をあわせた総点数50点のうち、36点が参河国播豆郡篠嶋・桁嶋(佐久嶋)からのものである。いずれも年時はしめされていないが、閏9月のものがあり、ほかの荷札の年時が天平17年から19年に集中していることを併せ考えるなら、天平18年もしくはそれに近い年時のものと断定してよいであろう。貢進物は大半が佐米でほかに赤魚、宇波加が各1点づゝある。貢進月は赤魚の正月をのぞいては、5・6・7・8月に集中しており、これはおそらく佐米の漁獲時期を示すのであろうが、なかでも5・7両月が多いのは、節月貢上という事情があるとおもわれる。両嶋の海部は所謂贄人であり、中世伊勢神宮領となつたこれらの嶋々は、奈良時代には皇室所領として贄貢進を命じられていたものであろう。贄貢進国はほかに武蔵が4点、常陸が2点をかぞえ、東海道に多くみられる点も注意しておいてよいことであろう。貢進物は若海藻が多く、そのほか鼓・水母・多比鮭などである。

中男作物は参河、遠江(2点)、越中、伯耆、美作、伊与の6ヶ国から郡あるいは郷単位に出されている。貢進物は、小擬、堅魚、鰯、蒼鰯、腊などである。

第6図　越中国羽咋郡中男作物鰯壹伯隻

白米については、貢進者個人名が明記されているものと、個人名が記されず国郡郷で記載の完結しているものの2様がある。いずれも5斗ごとの荷につけられたものである。白米は、2月9日の日付をもつものがあり、正月から8月の間に貢上する舂米の運京時期に合致すること（田令舂米運京条）、また貢進国が阿波をのぞいては延喜民部式所載の舂米貢進国に一致することから、舂米と推定して誤りなかろう。麦は単に「進上」とあるのと「官交易」とされているのと2種あるが、後者については、天平9年和泉監正税帳の「納民部省年料交易麦肆斛大麦二斛直稲捌拾束斛別小麦二斛廿束」とあるのが併せ参照される。

以上地方貢進物の荷札について大要を記したが、右にあげたもののほかにも国郡郷名を略記したもので、諸国からの荷札と推定できるものが数点あることを付記しておく。

つぎに宮内の保管整理用の付札についてふあるが、折櫃、長櫃、籠、火爐などの器物類につけたもの、御取鮑、生蝮、鮹、麻須、搗香などにつけた小形のもの、このほか織物につけた小片の付札が26点あり、

第7図　阿波国板野郡井隈戸主波多マ足人戸
秦人豊日白米五斗

織物をいれた櫃につけたものが5点ある。織物は色＋材料であらわされ、色調で大半を占めるのは緑でこれに白、浅（薄）、中、黒の4種があり、ほかに青、縹がある。材料は糸、綿、綾、絁、東絁、調絁、交紗縑、絹など各種にわたる。衣服令朝服の規定では、緑衣ならば6位、7位の衣服であるが、このなかに「御服」の文言がみえることは、これらを使用した身分を推定するのに参考になる。

〔III〕　この類は今回出土の簡ではもつとも多数を占める。総点数の半数をしめる削り屑の内容はほとんどがこれに属する。同じ文字を書きつらねたもの、同じ偏のものを書きあげたもの、何回も削りとつて2重3重に習書したものもある。習書の手本となつたとおもわれる「文選巻第□」と記した簡、字類をみて書き出したと推定される「羊蹄」「鴨頭草」など草名のみえる簡、「莫嬾読書云々」と読書をおこたることを戒めた文言のみえるものもある。「漸稍権大」「腸断惜風景於也」の字句や筆のすさびに書いた人物絵や鳥の絵もおもしろい。「意夜志己々呂曽」、「津玖余々美宇我礼」など万葉仮名を記した簡もあり、国語史上貴重な資料とおもわれる。

（狩野　久）

第8図　□之比等
等々流刀毛
意夜志己々
呂曽

西大寺彫刻調査概要

美術工芸研究室

研究所創立以来、美術工芸研究室は、研究テーマ「南都諸大寺の研究」の一環として、昭和29年の唐招提寺調査の実施を最初として毎年南都諸大寺の調査をつづけてきた。

西大寺については、昭和30年に、総合調査を行ない、36年に絵画調査を、37年に工芸作品の調査を実施した。西大寺の絵画・工芸作品の全貌はこの両度の調査で明らかにされた。そしてその一部は36、37年度年報に既に公表した。

ところで、昭和38年度は、彫刻について調査を実施した。すなわち本堂、愛染堂、四王堂及び収蔵庫に安置されてある仏像の実測調査、写真撮影及び調書作成を完了した。

彫刻の調査点数は38点50軀を数えるが、これらのいくつかは既に重要文化財に指定されている像であり、またそのほかの像でもこれまでに紹介されたものが少くない。しかし西大寺に限らず南都諸大寺の彫刻の多くはその存在こそ確かめられているが、なおその正確な由緒なり造立年代なり、あるいは造形史上の因果関係となると、まだまだ今後の研究に俟たねばならない問題点があつて、いわば研究は漸く緒についた段階にあるといわねばならない。

そこでまず新しく造立年代の明らかになつた像を二、三紹介し、最後に西大寺の彫刻を概観する意味と、現存像の確認の為に、本年度までに調査した像を目録風に列挙しておく。もとよりこれらの諸像の中には、既に昭和30年度以降継続している「興正菩薩叡尊の研究」の結果、その正確な由緒や造立年次が確認された像も含まれている。なお西大寺には本坊宝庫に江戸時代の小厨子仏10数軀が蔵されているが、こゝでは一応省略した。

第1図　大黒天像　（大黒天堂）

新たに造立年代の確認された諸像について紹介する。

弥勒菩薩坐像

本像は本堂東脇壇に安置される丈六（実測像高八尺六寸七分）の大像で、像内に鎌倉及び江戸時代の墨書類を確認した。そしてそれらの検討の結果、この像の造立年次と経緯を明らかにできた。詳細はすでに発表したから、それを参照されたい。（註1）

大黒天半跏倚像（第1図）

西大寺には2体の大黒天像があつて、その一体については既に紹介されたことがある。（註2）本像はそれとは別な、現大黒天堂の本尊で、左肩に大きな袋を負い、台に半跏踏下げの姿勢で腰を降した大ぶりな像である。造形手法はおおまかな姿態構成をもつて、いかにも福々しい風貌に造つてあるが、細かに見ればかなりの形式化と簡略化がめだつ。ところで本像の底裏板および頸枘内ぐりに次の墨書が見られる。

〔裏板墨書〕

角寺於地蔵院

于時永正元年甲子十一月朔日彫刻刀始

同十二月朔日首尾三十ヶ日造畢

作者南都海竜王寺地蔵院住仙算（生五十一歳 法二十三夏）

木寄番匠奈良宿院七郎太郎　生年五十一

勧進比丘西大寺四室住侶宣春房

住持長老高仲大徳通円上人

右無始已来師長父母乃至三界六道流転

衆生同証佛果而已

同十二月一日西大寺仁奉移置也

〔頸枘内部墨書〕

勧進比丘

当寺四室

住侶宣春房

尊

（種子大日法身真言）

（ハーイ、ノ子動）　（種子光明真言）

（種子金剛界五仏）

永正元年甲子十一月日

海竜王寺

地蔵院住

仙算

そしてこれらによつて本像が室町時代の海竜王寺仙算によつて造立されたものであることや、仙算の当時の年齢、臘次、さらに木寄番匠として奈良宿院七郎太郎の名が確認できる。仙算はこれより先、明応七年に白[illegible]寺の太山王像や司禄像を修理した仏師であるが、本像墨書によつて彼の遺作が新しく確認されたわけで、この期の南都造像史に一資料加えたことになる。

地蔵菩薩立像（第2図）

本像は右の大黒天像とともにこれまた仙算の遺作であり、当代の造像活動が知れる好資料である。本像は桧材寄木造りの素木像であるが、

像内から永正十一年造立を明記した次の納入文書類が確認された。

一、地蔵菩薩頭部　一箇
　　本造前後矧ぎ　頭長七寸五分　面長四寸三分　面幅四寸
一、舎利及び舎利奉納書　三十三粒四紙
一、志趣書　一紙
一、結縁者交名　八紙
一、地蔵宝号　九紙
一、地蔵摺仏　一紙
一、奉加書　一紙
一、その他　六紙

殊に右の志趣書の文末に番匠宿院源四郎の名が確かめられ、仙算はまた本像を含むその大方の造像に当つて常に宿院番匠を従えていることと、本像の造形手法が、この時期以降に名称を替えて頻出する南都宿院仏師の作例と同巧である点が注目される。南都宿院仏師については従来詳しく究明されていないが、本像以後、弘治・永禄　天正と、室町後期の南都で、寄木造り素木像の特異な造形手法をもつて活躍したいわゆる俗人仏師である。しかも本像を下限とする「宿院番匠」の自称を「宿院仏師屋」「宿院仏師」「宿院仏所」と変えている過程には看過できない彼等の性格の変化をみることができ、したがつて室町後期の南都仏師における特殊な様式系譜が本像を中心とする西大寺関係の諸像に求められる点で、本像の造像史的意義は大きい。

行基菩薩坐像（第3　4図）

本像は古くは明治32年に旧国宝、そして現在は重要文化財に指定されている像である。（註3）そして従来これは数少ない行基菩薩像の一体として、造立年代も鎌倉時代に比定されていた。「西大寺大鏡」によれば「（前略）本像は記録上その製作の年代を明らかにしないで、たゞ自作と伝へるけれども、それは天平より遥か下つて鎌倉時代に属すべきもの、肖像彫刻としてその芸術的効果、行信、義淵、鑑真、道

第3・4図　行基菩薩坐像及像底

第2図　地蔵

詮、良弁等に並ぶべくもないが、その制式の簡素又掬すべきものがある」と見える。しかし本像の造形手法を検討すると、大鏡の解説の如く鎌倉時代に相応させることは極めてむつかしい。まず形式的に整えられた彫法は姿態を凡庸なものとし、それは明らかに江戸彫刻の類型的な様式を示す。したがつて、例えば唐招提寺蔵の旧竹林寺行基菩薩像のような、いわゆる鎌倉彫刻にみられる雄勁な彫法とはかなりの遜庭がある。またそのことは技法的に彩色、寄木の方法においても同様で、到底鎌倉期のそれとは考えられない。彩色は木地の上に反古版経を貼り、その上に施す。亀裂、剝落の部分からは木地が露呈しているが、その木地は像内の素地と同様、江戸彫刻にみられる通有の桧材の性状である。寄木の構造は本躰にては前後、両肩、膝前矧ぎ、そして最も著しい特徴として近世特有の挿し首の方法が認められる。

これらは要するに通有の江戸彫刻の材、構造、様式を示しているもので、そのいずれにおいても鎌倉期的特徴は認め難い。果せるかな、それらを裏づける如く、台座半帖裏には、

南都菅原清涼山
奉再興
享　十五庚戌年冬十二月　五日
開山行基大菩薩影像
喜光寺住持
小悲翁寂照

の墨書があり、これが行基に縁りの深い菅原喜光寺像で、享保十五年（一七三〇）に再興されたことが知れる。また像底の墨書「喜光寺開山行基大菩薩影像」の筆蹟も右の墨書と同巧であり、さらに現在同寺には本像を納置したものと伝える春日厨子が別にあつて、その朱漆書も

開山影像龕　享保　五庚戌年七月十二日
南都菅原喜光寺住持寂照

とあるから、元来、像、台座（半帖）、厨子と一具であつたことが知れる。したがつて本像はこれらが具備された享保十五年中に再興造立されたものとみなければならない。

なお、本像の膝裏には文化六年（一八〇九）正月二日附、菅真賢の願文（包紙ハ）二紙が貼つてある。

一、文殊開山行基菩薩様
御智加ラをモテ日本国ニなのハシマす
ルクラいの出家ニなりマすルヨ
ニ光い子加ウ所
文化己巳正月二日　菅真賢（印）

一、三世諸仏様
御智加らをモテ日本国ニなのハシ
マするクラいの出家ニなりマすルヨ
ニ光い子加ウ所
文化己巳正月二日　菅真賢（印）

最後に西大寺彫刻調査目録を掲げる。これらによつても知れるように、現存する西大寺の彫刻の大きな特色として、創建期の遺像が極めて少ないことや、多くが鎌倉中興期以降の造立になるものであることなどが指摘できる。これは西大寺の沿革を考慮すれば、極めて当然なことであるが、しかしなおそれらの造像史的な性格や因果関係の究明については今後に課せられた問題が少くない。例えば、四王堂四天王像のように、その邪鬼の技法的な問題、またその本躰の造立年代の問題、あるいは鎌倉中興期の善派仏師の問題、さらに室町期の仏師仙算と宿院仏師の関係など、いずれも今後の南都造像史研究に資すべきものである。

一、重文　四天王立像（四王堂）　四軀
　持国天　フロンズ　像高六尺八寸七分
　増長天　ブロンズ　像高七尺六寸四分
　広目天　ブロンズ　像高七尺一寸一分
　多聞天　木躰木造、邪鬼ブロンズ
　像高八尺九寸
（四軀とも邪鬼は天平草創のものであるが、持国・増長・広目天の本躰は従来の如く果して真観回禄後の再鋳になるものか否かにわかに断定し難い。）

一、重文　宝生如来坐像（聚宝館四仏のうち）　一軀
　木造漆箔　像高二尺四寸六分　奈良時代

一、重文　阿弥陀如来坐像（聚宝館四仏のうち）　一軀
　木造漆箔　像高二尺四寸八分　奈良時代

一、重文　吉祥天立像（聚宝館）　一軀
　木造乾漆　像高六尺五分　平安時代

一、重文　十一面観音菩薩立像（四王堂）　一軀
木造漆箔　像高一丈九尺三寸五分　藤原時代
（正応元年院宣によつて京十一面堂より移安置せるもの（註4））

一、不動明王坐像（聚宝館）　一軀
　木造　像高一尺三寸四分　平安時代

一、天部形立像（本坊宝庫）　一軀
　木造　像高二尺六寸四分　平安時代

一、地蔵菩薩立像（本坊宝庫）　一軀
　木造　像高一尺一寸三分　平安時代

一、重文　愛染明王坐像（愛染堂本尊）　一軀
　木造彩色　像高一尺四分　鎌倉時代
（像内に宝治元年造立の納入文書がある。仏師善円作（註5））

一、重文　釈迦如来立像（本堂本尊）　一軀
　木造素木截金　像高五尺五寸五分　鎌倉時代
（台座に建長元年造立の墨書がある。仏師善慶作）（註6）

一、大黒天立像　一軀
　木造彩色　像高二尺七寸三分　鎌倉時代
（像内に建長七年銘の大般若理趣分一冊及大黒天半跏像一軀等を納入する。建治二年仏師善春作】（註7）

一、重文　興正菩薩叡尊坐像　一軀
　木造彩色　像高二尺九寸五分　鎌倉時代
（像内に弘安三年造立の納入文書がある。仏師善春作（註8））

一、重文　文殊菩薩騎獅像及四侍者像　五軀
　木造彩色　鎌倉時代
　像高　文殊菩薩像　二尺七寸五分
　　獅子　高　五尺一寸
　　善財童子　二尺八寸六分
　　三　　歳　三尺四寸六分
　　優　塡　王　三尺九寸四分
　　最勝老人　三尺五寸
（像内に正安四年納入の納入文書がある（註9））

一、弥勒菩薩坐像　一軀
　木造漆箔　像高八尺六寸七分　鎌倉時代
（像内に元亨二年の弥勒願文及延宝四年の修理墨書・納入文書がある。（註10））

一、釈迦如来坐像（聚宝館）　一軀
　木造彩色　像高二尺三寸　鎌倉時代

一、多聞天立像（本堂）　一軀
　木造彩色　像高三尺三寸八分　鎌倉時代

一、大黒天半跏倚像（大黒天堂本尊）　一軀
　木造彩色　像高二尺九寸　室町時代
（像底に永正元年造立の墨書がある。仏師明琳房仙算作（註11））

一、地蔵菩薩立像（聚宝館）　一軀
　木造素木　像高三尺五分　室町時代
（像内に永正十一年の納入文書がある。仏師明琳房仙算作（註12））

一、地蔵菩薩立像（本堂）　一軀
　木造截金彩色　像高三尺一寸九分　室町時代

一、四天王立像（愛染堂）　四軀
木造素木
像高　持国二尺一寸一分　増長二尺一寸一分
広目二尺一寸一分　多聞一尺九寸七分
室町時代
一軀

牛　王（聚宝館）
木造彩色　総長一尺四寸六分　室町時代

一、天部形面部（聚宝館）　一面
木造彩色　総長一尺五寸四分　室町時代

一、如意輪観音坐像（本堂）　一軀
木造彩色　像高一尺六寸　江戸時代
（像底に南京不退寺の墨書がある。）

一、阿弥陀如来坐像（聚宝館）　一軀
木造漆箔　像高一尺三寸七分　江戸時代
（台座敷茄子裏に貞享元年の墨書がある。）

一、厨子入
愛染明王坐像（本堂）　一軀
木造彩色　像高一尺八分　江戸時代
（像内に元禄十四年奥書の金剛峯楼閣一切瑜伽瑜祇経一巻がある。仏師法橋北川運長作。同寺愛染堂本尊の模刻。）

一、重文　行基菩薩坐像（聚宝館）　一軀
木造彩色　像高二尺二寸一分　江戸時代
（台座裏に享保十五年再興の墨書がある。）

一、厨子入
弘法大師坐像（御霊屋）　一軀
木造彩色　像高六寸九分　江戸時代
（像底に享保十九年の墨書がある。）

一、興正菩薩叡尊坐像（御霊屋）　一軀
木造彩色　像高五寸七分　江戸時代
（脇座裏に天明元年の墨書がある。）

一、興正菩薩叡尊坐像（聚宝館）　一軀
木造彩色　像高二尺五寸三分　江戸時代
（本像は愛染堂安置の弘安三年造立叡尊寿像の模作）

一、不動明王立像（聚宝館）　一軀
木造彩色　像高二尺五寸五分　江戸時代
（台座框裏に己酉（寛文九年）三月吉日妙光院高栄の墨書がある。）

一、戒月和尚像（本堂）　一軀
木造彩色　像高一尺九寸九分　江戸時代
（像底に喜光寺中興戒月大和尚肖像の墨書がある。）

一、阿弥陀如来坐像（本堂）　一軀
木造漆箔　像高一尺九寸六分　江戸時代

一、阿弥陀如来立像（御霊屋）　一軀
木造漆箔　像高一尺二寸二分　江戸時代

一、愛染明王坐像（愛染堂）　一軀
木造彩色　像高一尺五分　江戸時代

一、愛染明王坐像（愛染堂）　一軀
木造彩色　像高一尺一寸　江戸時代

一、厨子入
不動明王立像（愛染堂）　一軀
木造彩色　像高二尺五寸六分　江戸時代

一、不動明王及二童子立像（本堂）　三軀
木造彩色　本尊三尺五分　左尺七寸三分
右尺七寸

一、厨子入
毘沙門天立像（愛染堂）　一軀
木造彩色　像高二尺一寸　江戸時代

一、厨子入
増長天立像（大黒天堂）　一軀
木造彩色　像高一尺二寸二分　江戸時代

一、慈真和尚信空像（本堂）　一軀
木造彩色　像高二尺二寸二分　江戸時代

一、弘法大師坐像（本堂）　一軀
木造彩色　像高二尺三寸　江戸時代

一、弘法大師坐像（御霊屋）　一軀
木造彩色　像高一尺一寸二分　江戸時代
（長谷川誠）

註

(1) 長谷川誠「西大寺本堂弥勒菩薩坐像」（「大和文化研究第72号」）参照

(2) 小林剛「西大寺の大黒天像」（「大和文化研究」第45号）、「昭和36年度西大寺調査」（「奈良国立文化財研究所年報一九六二」）参照

(3) 文化財保護委員会「指定文化財綜合目録」参照

(4) 奈良国立文化財研究所史料第二冊「西大寺叡尊伝記集成」所収「行実年譜」巻下参照

(5) 小林剛「西大寺愛染明王坐像」（「国華」第800号所収）参照

(6) 小林剛「西大寺釈迦如来像の銘」（「大和文化研究」第8号所収）参照

(7) 註（2）参照

(8) 小林剛「西大寺叡尊像について」（「仏教芸術」第28号所収）参照

(9) 小林剛「西大寺文殊菩薩像々内奉籠物」及「興正菩薩叡尊の文殊信仰とその造像」（「大和文化研究」第4・49号所収）参照

(10) 註（1）参照

(11) 次掲註（12）参照

(12) 長谷川誠「西大寺奥院地蔵菩薩立像」（「大和文化研究」第49号所収）参照

舞鶴地区の美術工芸調査

美術工芸研究室

舞鶴市教育委員会から舞鶴地区の美術工芸品調査の依頼をうけた。この地区の調査は、これまでなされたことはあるが、市教育委員会の計画で総合調査を実施するのは最初のことである。

調査の主旨は、この地区にはすでに早くから指定をうけている国宝、重要文化財、重要美術品はかなりあるが、このさい、これらの物件を確認し、それら以外の彫刻、絵画、工芸作品の、いわゆる美術工芸品の調査をして、それらを舞鶴地区の文化史的基盤解明に役立つ資料にし、この地区に遺存する文化財を保存保護する行政的な面から、それらの作品リストを作成したいとの依頼であつた。

市教育委員会の要望に答えることが出来るか、否か、は別として、私達の責務はかゝる要望に添うべく努力することである。その意味で私はこの依頼に応じ美術工芸研究室全員が調査した。四月は二日間、七月は六日間、十一月は五日間の期間で都合三回にわたり調査したが、七月調査には京都国立博物館の毛利久技官の応援を仰いだ。

今度の調査対象場所は寺院のみに限定されたが、その調査対象の寺院は、円隆寺、多門院、金剛院、松尾寺、桂林寺、大聖寺、東本願寺長雲寺、竜勝寺、多禰寺、雲門寺、地雲寺、長江寺、大泉寺、高福寺宝寿寺、本行寺、般若寺、荘厳寺、法心寺、仏心寺、大明寺、海嶋寺海臨寺、真宗寺、妙法寺、善福寺、医王寺、瑠璃寺、仁寿寺、永福寺の三十一ヶ寺及び西大浦千歳村の村共有のお堂など数ヶ所にわたり、調査総物件は三百二十一件余の多きを数えた。

一、工芸作品の調査

工芸作品が絵画、彫刻の作品に比してきわめて少数であることが注意を引く。件数にして三〇件にもみたない事実は全く意外であつた。工芸作品は一般的にいつて使用による破損、さらに、誰れもが簡単に持ち運べる軽便さも手伝つて保存という点からみるとなかなか困難である。何らかの強い保存処置が講ぜられない限りは寺院であれ、個人であれ、長く伝えることは至難であろう。舞鶴地区も例外ではなく、どの寺院も仏器、仏具の類は殆んど新しい作品がおかれていた。

この地区に深い関係をもつ当時の一流文化人だつた細川幽斉、三斉父子の関係遺品がかなり伝えられていると思つていたが、これらも寺院からすでに離れた現状である。

今回の調査で知られたことは、作品に地方的作風の見られないことで、地方には地方特有の作風がよくみうけられるが、こゝではそれがみられない。このことは絵画、彫刻作品にも共通したものでこれは、

かつての舞鶴地区の文化のありかたを明示するものともいえよう。

また、作風はともかくとして、寺院に奉納された作品が殆んどの寺院に伝えられているが、これらの作品から寺院をとりまく信仰の実態などが知られ、さらに、製作年代、作家名まで判明するのは郷土史的価値の高い資料といわねばなるまい。その二、三を紹介すれば、

第1図　天日台　松尾寺

加佐岡田中宮　室の般若寺にある鐘をみると　銅製で口径25.5㎝、総115.8㎝の作品で池の間に刻銘がある。

鋳小鐘一口□鷹峯山　専英居士之冥福
丹後加佐郡滝有路住、田村李左衛門勝盛喜捨之
元禄十五壬午歳三月吉辰
慧光山般若禅寺　住持月隠山識之

とあり、元禄十五年に誰れがどんな理由でこのお寺に鐘を納めたかが知られ、その堂内の住職も知られる一つの記録であろう。

荘厳寺の銅製の雲板をみると、竪49.0㎝横48.0㎝の作品で表面に刻銘がある。

施主　上粟飼村庄屋　新宮治郎寄附
旹　宝暦六丙子之十月廿六日
粟飼上村慧覚山　荘厳禅寺什物
現住令者代
丹波福智山住　足立大和　藤原重次作之

とあつて、作者が知られるものの一つ。

仁寿寺の鐃子をみると、銅製で径40.5㎝高さ33.5㎝の作品で側面に刻銘がみられる。

丹後国加佐郡田辺郷水清山仁寿寺常住周牧代
享保五年庚子十月廿四日古鐃破瞥之
金竜子作

また、永福寺の銅製で径37.0㎝高さ59.0㎝の鐘にみられる銘は、

丹波国乗田郡亀山帰命山専念寺江
奉寄進半鐘右志之意趣者
為松平氏前伊州大守源忠山公御菩提
為同普光院殿　前伊州起誉勇哲存光居士御菩提為実翁宗幽信士菩提
為浄屋妙清信女菩提
施主　奥山検校心海僧正敬白
法名　心鏡院宗誉心眼宗春居士
貞享五戊辰歳九月朔日
南無阿弥陀仏
忍誉了天代
治工洛陽釜座住　近藤丹波掾佐久

これらの作品はいづれも普通作品で、殊に技術的に優れた作品とはいえないが、作品に刻まれた銘文により製作年代、作者、製作由来などが明確に知られる点は貴重な資料と云はねばならない。年代が新しくともその時代におけるその土地、その寺院のありかたを知ることが出来る記録でもある。この地区には、殆んど江戸期のものであるがこのような作品がどこの寺院にも伝えられていることは一つの特色ともみられよう。

数少ないが、年代もよく作風もいい作品を求めると、

孔雀文磬（口絵）　多禰寺蔵

銅製　肩幅18.8㎝　高さ8.2㎝　裾張20.3㎝　鎌倉時代

磬は中国では古くから祭祀の際に楽器として用いられたもので、石製のものがはじめとされ、最も秀れたものは玉質のものとされていた。周末戦国時代頃から鋳銅製のものが作られたとされているが、わが国では奈良時代には法具としてすでに使用されている。平安朝に入ってから今みられる様な形式になり、法会の際の必須道具となった。この磬は作風もすぐれた片面だけに孔雀文様を鋳出している。撞座は重弁の蓮華で孔雀を向い合わせているもので鎌倉期によくみられる文様構成である。しかし、胎もわりに薄手で、股入りも浅く蓮華の中房の形式もまだ藤原的な姿をかなり残している作品で、鎌倉期も初期の作品とみられる。

天目台（第1図）一基　松尾寺蔵

木製朱漆箔押　高さ10.0㎝　口径8.5㎝　底径7.3㎝　室町時代

天目茶碗をのせている台であるが、もともと仏前に献茶の時、茶碗をじかに置かずこの台が使用され、それが貴人への呈茶にも使用されるようになつたと云われている。天目台は、ほうづき、羽根、高台の三部分から構成され、その表面の装飾方法には朱漆、黒漆のほかに、彫漆、青貝、蒔絵、木地のまゝなどの種々の方法が用いられていた。この天目台は朱塗りで、ほおづき、輪花形の羽根、高台の部分全面に金箔が押されたものである。普通根来塗と俗称されるものであるが、この台は成形も美しく整い、気品がただよう優れた作品といえよう。ただ一基しか伝えられていないのが残念であるが、細川幽斉と深い関係をもつこの寺院に伝えられていることは故なしとしない。

（守田公夫）

二、絵画作品の調査

調査した絵画作品の数は百五十一余件に及んだ。それらの大半は江戸時代の作品であつたが、その中に史料的価値をもつ注目すべき絵画作品をいくつか見出したことは意義ある調査であつた。作品

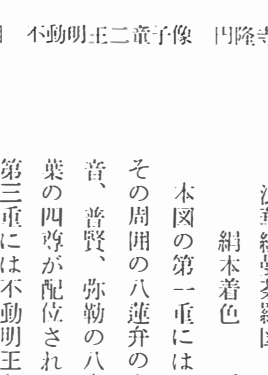

第3図　不動明王二童子像　円隆寺

全体を通じて得られた成果は次の三点にしぼられよう。

第一は、特定の地区という限定なしに資料的価値高く、重要な意義をもつ作品をいくつか指摘できること。第二は、特定人物の伝来をもつた遺品が、いくつか諸寺に伝えられていて、それらの作品より室町時代に生きた一人の人間活動及びその背景を推測できること。例えば智海僧正筆不動明王像。第三は、作品の紙背などにその作品の成立事情あるいは、伝来が記録されていて、舞鶴地区の歴史を理解しようとする時に参考になる「仏涅槃図」が諸寺に蔵されていたこと。この三点は、この地区に残る絵画作品にみられる大きい特色であり、殊に第三においては郷土史的価値の高いものといはねばならない。

まず、第一の部類に属する作品は、松尾寺蔵の「法華経曼荼羅図」「求聞持虚空蔵菩薩像」「不動明王像」「愛染明王像」「伝白馬寺古図」「松尾寺伽藍図」雲門寺蔵の「開山国師像」が挙げられる。

法華経曼荼羅図　一幅（第2図）　松尾寺蔵
絹本着色　78.0×68.3　鎌倉時代

本図の第一重には、釈迦仏、多宝仏の二仏が併坐している多宝塔、その周囲の八蓮弁の上には文殊　薬王　妙音、常精進、無尽意聖観音、普賢、弥勒の八大菩薩、その四隅には須菩提、舎利弗、目蓮、迦葉の四尊が配位されている。第二重には、得大勢菩薩などの十六尊が第三重には不動明王などの十六尊が位置する通形の法華経曼荼羅図である。

巻留めに墨書「法華曼荼羅　宅磨筆　松尾寺現住本端修□□」

全面に補彩や書きおこしがみられるが、第一重の空間とか八葉蓮弁上の各尊の光背、多宝塔の扉、蓮弁には当初の彩色が僅かながら残つている。空間は緑青を下地としてそれに格子文を切金で表現する。八大菩薩台座の蓮弁は群青と淡緑青で、大きな八葉は胡粉を地にしているが、八大菩薩の月輪とは濃淡で区別している。更に、八大菩薩の光焔は紅をゆるやかに刷すやり方で最もよく当初の姿をとどめているところであろう。八葉蓮弁上の薬王、常精進、聖観音、弥勒の四尊の衣に朱が残るが、これは当初のものである。肉線は紅で描きその上に墨の鉄線描で仕上げ、顔部はうすく紅を刷す。全面的な補彩あるいは、多宝塔の屋根に画絹の欠失もみられ画趣を損ねてはいるが、本格的な仏画で、今回の調査のうち最も格調高い優品といえよう。鎌倉も初期に属すべき作品である。

第二の部類に属するものとしては、円隆寺蔵の「不動明王二童子像」

松尾寺蔵の「永聞持虚空蔵菩薩像」「不動明王二童子像」「五大明王図」多禰寺蔵の「不動明王像」がある。松尾寺の「永聞持虚空蔵菩薩像」と「五大明王図」以外は、いわゆる白描画であるが、度重なる修理に際しても当初の記録を失わずに書き留めていることは「智海」に何かの意味のあることを考えさせるであろう。

「丹後興謝海図誌」（丹後史料叢書第三輯）に「智海」については、「大聖院明応の頃、智海憲海両高僧住す。一宮の供僧也。智海は画に妙なり」と述べているのは看過することはできない。また、「丹後風土記」（丹後史料叢書第一輯）によれば、「長享二年」に「大聖院権大僧都真言大阿闍梨智海」と書写されており、これからみて、「智海」という僧侶が十五世紀後半に活躍したと想像される。この智海と、今回の調査で注目した智海とは同一人物とみて間違いはあるまい。

円隆寺の「不動明王二童子像」は、中尊の不動明王の胸部に、「アビラウンケン」の五字を梵字で書き、多禰寺のそれにあつては、図中の右方に、「バンウンタラークキリーク」の五字を梵字で記している。さらに、前者と同系のものとしては、松尾寺のものがあり、それには「弘治弐年五月吉日　一宮大聖院大僧都法印憲海書之」と、その製作についての諸事情を明らかにしている。それらは同系統の「不動明王図」と推定して誤りなく、恐らく、中世当国一の宮「籠神社」を中心に展開した修験の信仰遺品ではあるまいか。

不動明王二童子像　一幅（第3図）　　円隆寺蔵

紙本墨画　70.6cm×31.9cm　　室町時代

智海筆の「不動明王像」は多禰寺にも松尾寺にもあるが、この不動明王二童子像においては、不動明王の胸部に「アビラウンケン」（梵字）を記し、図中右方に「智海　花押」と墨書。智海僧正の研究資料に重要な作品であろう。

多禰寺本尊図　一幅（第四図）　　多禰寺蔵

絹本著色　72.5×45.5　　室町時代

本図は中尊に薬師如来、右下に烏帽子をかぶり裲襠をつけた狩衣姿の人物像を、左下には弘法大師の立像を描く一種の薬師三尊図である。薬師如来と弘法大師の組合せも類例少ないものであろうが、尊名を定かにしえない神像の侍立するのもまことに本図独自のものと思われる。弘法大師と密接な男神像といえば、高野明神をすぐ想起できるだろうが、本図のそれを高野明神と想定するのは差控えておきたい。

中尊の薬師如来は、本寺本尊と極めて似ている。恐らくそれを模写したものと考えられよう。従つてこの図は、多禰寺の一種の垂迹画と

第4図　多禰寺本尊図

理解すべきものではあるまいか。

第三の部類に属するものには「涅槃図」がみられるが、この図は宗派にかゝわらず広く行きわたっている仏画である。この地区の調査においても、地雲寺、高福寺、宝寿寺、円隆寺、長江寺、大泉寺、本行寺、松尾寺、桂林寺等の諸寺に伝えられて、いづれもそれらの紙背には製作の意図、寄進者名、製作年代などが入念に墨書されている場合が多い。したがつて、それぞれの「涅槃図」にまつわるいろいろな事情がよく理解されるのである。それらの多くは、寺院に関係深い土地の講の人達が費用を寄せ集め、京都あたりの仏絵師に注文するという、いかにも江戸時代的な仕組みで製作されている。そして、それは舞鶴を地盤としたそれぞれの寺院の信仰的なこと、あるいは経済的なことを伝えているので、「涅槃図」を主体とした信仰の伝播を考察するうえに貴重なものとなろう。舞鶴の歴史の一端を解明するためには取上げねばならぬ系譜である。

いまその一例を桂林寺の「涅槃図」をみると、この作品は絹本著色で275.7×247.5の大きいもので、この地区は伝えられている「涅槃図」のうちで作風もよく室町時代のものである。紙背の墨書をみると、

寄進者名略

右丹後国分寺涅槃像興行国富右京亮信真

絵師　城州　窪田又次郎　統泰

表具師　武部郷周芳

奉行　　尊皇

従大永三年壬午拾月九日

丹後符中国分寺雖為寺物子細有ㇾ来津万福寺之寺物用之昔永禄九年歳涅槃像絹五幅常光院重阿致勧進一幅雖仕立候此絵像如形成絵ヲ而候間永禄九ヨリ沽脚仕リ此絵ニ仕替候条前之墳那ヲモ記之畢道俗貴賤男女一紙半銭之旦那等

権守　宗見禅門
同女　妙才禅尼
本戸九兵衛
雲芳紹英信士
花見翁常春禅門
天育妙性大姉

この他、「慶安二年八月」には「絵師木村清順公」によつて修覆され、「寛保四年」には「表具師田辺住中岡松右衛門尉」により「文化十年」には「田辺住表具師吉兵衛」によってそれぞれ修理されていることが明記されている。また、それに際して多数の土地の人達の寄進のあつたことも記されていて、この作品を通じて寺院とそれを支える人々のつながりがよく知られる貴重な郷土史的価値高い作品といえよう。

（清野　智海）

後西院御所茶座敷の指図

建造物研究室

数年前唐招提寺森本管長が入手された真敬法親王（南都興福寺一乗院門跡　宝永三年（1706）七月七日逝去）自筆の後西院御茶湯之記には、延宝六年（1678）から貞享二年（1685）までの間、後西上皇（新院）御所中で行われた茶会の有様が記され、その中には四種類の茶座敷の図が書き込まれている。（第1図A、B、C、D）

一方最近陽明文庫で閲覧した「後西院様御庭御書院御間及御茶屋之図」は、標題の示す建物の間取図であつて、その中にも三箇所に茶座敷らしいものを見出すことができる。（第2図A、B、D）

そこで茶会記に出て来る四つの茶座敷を掲載年代順に仮にA、B、C、Dと名づけ、これを陽明文庫蔵指図と照応して見よう。

Aは延宝六年十二月九日に、近衛基凞公と真敬法親王を客として茶会を開いた小座敷（三畳台目）である。その位置を陽明文庫蔵指図中から探すと、北に延びた廊下の東側にあたるもので、室の西側のほぼ中央に間口四尺ほどの床を構え、中央のやゝ北寄りに炉、床の北に茶道口、東北隅を欠いて、台目畳とし、その東北角に棚を伴つており、その北と東には窓がある。茶会記の図では南側に引戸らしい符号と玄関という文字が記入されているのは、露地に直面した躙口の形式ではなく、外側に潜戸をもつ土間廂に面した一本引の板戸又は明障子を伴つた外部への出入口の存在を示すものらしい。

Bは延宝七年正月廿五日で、その時の招客は青蓮院門跡尊證法親王と真敬法親王とであり、そこは西南端の塀にかこまれた中庭に南面したもので、その塀の外側に待合腰掛（E）が附置されたものである。同年七月二日には再びこの小座敷が使われ、同年十一月十四日の場合はこの小座敷を四畳半と註記している。北側東寄りに床があり、その手前に茶道口、台目畳に寄つて炉がある。座敷の平面

第1図　真敬法親王筆　後西院御茶湯之記　茶座敷指図（写）
A.B.C.D.（唐招提寺森本管長蔵）

は西北隅を除きその隅を欠き込んでいて、西南隅では南向に躙上り、東南隅の入り込んだ所は窓で、棚が設けられている。

Cは延宝七年五月廿八日のもので、その日は前前回同様近衛基凞公と真敬法親王とが伺公した。平三畳の中央より少し左方に寄つて炉が書かれているが、床はなかつたらしく、掛物を壁に掛けると記されている。陽明文庫蔵指図と照合しても、一致するものが見当らないこと、特に炉の右側に「御茶屋」と書込んでいることから、それは庭園中に別棟として建てられた腰掛茶屋風のものであるらしく思われる。

第2図　後西院様御庭御書院御用及御茶屋之図
（陽明文庫蔵）

Dは延宝八年正月廿日の茶会記にでて来る。Bの北側別棟の中にあり、南側のくぐりから入ると土間廊になつており、その廊の中に躙上りが開かれていること、床は西南隅に東向に構えられていること、中央より少し北寄りに炉があり、その東側に中柱があること、床の北側にその平面が三角形をなす棚があり、その北に茶道口が開かれていることなどが特色である。

そのほか茶会記にはその間取が図示されていないけれども、延宝七年七月二日にはまづ御書院の座敷飾が書かれ、次に小座敷B（正月廿五日と「同じ御座敷也」と註記あり）同年十一月十四日の場合も御書院に次いで「御小座敷四畳半」とあり、更に六畳敷「御クサリ（鎖）ノ間」の名も見えている。

陽明文庫蔵指図では、その茶座敷（書院を含む）の輪廓は凝花洞池庭（注1）指図（図略）の北の方に書かれているそれと類似しているが、その東側と、北側とに途中で切れている廊が書かれている点が違う。また後に池中島上の環波亭と命名された茶座敷の輪廓は全く一致するが、同じ別棟であつても、茶屋のすぐ北西側の所にかなり近接して書き込まれており、その位置は全く異つている。そしてこれらの建物のすぐ西側に幅せまい二本の平行線が書かれており、それが南北に走る敷地の

西を限る築地塀の存在(距離は一応疑問としても)を示すようである。

一方延宝度新院御所の図(図略す)[註2]を見ると、敷地をほぼ四つ割にした西南の部分だけは、築地塀にかこまれたままほとんど空白となっている。そしてその右上方(東北方)からの廊が、その築地塀のところで折れ曲つており、その折曲つた所は廊のとりつく可能性を示すように見える。そこでこの廊の折れ曲りの点に合せ、陽明文庫蔵指図の東廊末端(F点)を接着させると、茶室Bをかこむ囲塀の西側の線までが二四間、その北側で測定した後西院御所西築地塀までの間が六間、合計三〇間ということになる。また北廊末端(G点)を、宮内庁蔵指図の対屋東畳縁南末端の一間(実線によつて閉ざされていない)に続く可能性があるので、そろえて見ると、先の間数より二間だけ西へ寄ることになり、三二間という数字が得られる。このように見て来ると、陽明文庫蔵指図は、その標題の通り、宮内庁書陵部蔵延宝度新院御所指図に描かれていない部分に相当するものとして、更に重要な資料であることが判る。思うに後西院御在世当時、南北約六三間、東西約三三間ほどのこの区域内にはその北部に片寄つて、書院ヶサリの間を含む三つの茶座敷(A、B、D)があり、その前面に風雅な庭園があつたらしい。そして陽明文庫蔵指図(第2図)と宮内庁蔵延宝度新院(後西院)御所指図(宮内庁蔵)とは、或時期に於いて(延宝六年より貞享二年迄の間)同時に存在した建築を書き分けたものと判断できよう。

(森蘊・牛川喜幸)

註

(1) 森蘊・牛川喜幸　京都御苑内に於ける寝殿造系庭園遺跡、特に凝花洞について」奈良国立文化財研究所年報(一九六二)参照。なお凝花洞を先に後西院御所の庭園と解釈しておいたが、厳密にいうと宝永度東宮御所庭園以後の名称と解釈する方が妥当のようである。

(2) 宮内庁蔵延宝度新院御所、宝永度東宮御所指図などについては、東京工業大学の平井聖博士によつて示教を受けたものである。

平城宮出土墨書土器

「醴大郎
炊女取不得　若取者答五十」　土師器杯　平安時代初期

第13次平城宮調査出土品

後西院御所茶座敷の指図

写真測量の文化財調査への応用

建造物研究室

写真測量には　飛行機から連続的に撮影した写真を利用して　種の精密な測定を行なつたり地図を作つたりする航空写真測量と、地上で撮影した写真を利用して行なう地上写真測量とがある。いずれの場合にも精密な三次元的測定が可能である。また測定　図化とは別に、写真から間接に地上の地物を観察し解析する判読作業も行なわれる。

奈良国立文化財研究所は、昭和30年以来3ヶ年にわたつて、東京大学生産技術研究所丸安研究室の協力を得て、航空写真測量により飛鳥地方について千分の一の地図を14面作成して、同地方の発掘調査に非常な効果をあげた。例えば、条里・寺地の復原が可能となつたことなどである。これは判読の範疇に入るが、法隆寺、法起寺附近で条里制施行前と考えられる真北を指さない地割りの痕跡が航空写真によつて確認できたのも重要な副産物の一つである。

最近は平城京についても同様千分の一の地図作成に着手し、同時にモザイク（集成写真）も400万枚について完成している。その結果、「平城宮報告Ⅱ」第Ⅶ章に述べたように、条坊の痕跡およびその幅員ひいては平城宮の中軸線の推定ができた。また平城宮北面大垣跡、市庭古墳の輪郭などを確認し、赤外線写真によつて池中にある土塁をも発見する等数々の成果をあげている。平城京全域の地図が完成すれば条坊の研究に飛躍的な進歩をもたらすことが期待される。地上写真測量については、昭和34年鎌倉の大仏修理にともない、大仏の精密な実測に利用されたのが、わが国で写真測量を仏像実測に応用した最初の試みである。大仏の場合、作成された図を用いて仏像の表面積を測定し、別に測定された厚さと比重を乗じて、各部分ごとの重量と重心位置を算出したが、そのようにして求めた値と実測値とが極めてよく一致したという結果がでている。

その後丸安研究室においてインドの建造物　大谷石仏の実測が行われた。またエジプトではアスワンハイタム工事で湖底に沈む神殿の建築、彫刻の記録に用いられたことなどが挙げられる。

今回の調査は　昭和38年9・10月文化財の実測調査に地上写真測量を応用することを目的として二、三のものについて試みたものでありその成果品は、(A)興福寺阿修羅像立面図　(B)唐招提寺菩薩頭部立面図側面図、水平断面図　(C)海住山寺五重塔立面図　(D)平城宮跡第12次発掘地域平面図である。作業は　(a)撮影点の決定　(b)標定点の設置及び実測　(c)撮影　(d)図化の順序で行つた。

各作業に要した時間数は1表の通りであつて他の方法による実測に

比べ、相当短縮された。

A7図化機による測図精度は標定点の実測値と図化機による測定値との差で示される。

（単位は時間）

表　第1表　作業所要時間

今回の精度は、(A)(B)(C)では実長で0.5㎜以内に、(D)では1㎜以内に収まつているので精度の点で問題はない。

(A)については縮尺1/2、等高線1㎝毎の図を作成した。正面背面の両方を撮影したが図化は正面についてのみ行つた。（第1図）

(B)については縮尺1/2、等高線1㎝毎の正面、側面の立面図及び5㎝毎の水平断面図を作成した。（口絵参照）

第1図　興福寺阿修羅像立面図

仏像の実測では、どの角度から測定するかをまず決定せねばならない。それが決定すれば、A7では任意の点の座標が、図上1/100㎜まで測定できるから、複雑な曲線、曲面を定量的なデータによつて論じることが可能となる。美術史の分野において、かかる面での研究を一層進展させるためにも写真測量の応用が期待される。

(C)は縮尺1/50で北面の立面図を作成した。建造物に限らないが、長い年月を経れば各所に狂いが生ずる。とくに木造古建築の瓦の荷重による屋根の経年変化の測定は困難である。そこで解体修理直後の海住山寺五重塔をえらび、毎年測定し、その変化を知ることを目的として行なつたので、結果は今後の調査をまたねばならない。

(D)では、高さ約7ｍの櫓から撮影した写真により、縮尺1/100の平面図を作成した。遺構の実測には多くの日数と人員を要し、今後発掘面積が増大するならば、より一層迅速かつ正確に実測するためにも、写真測量の応用が望ましい。また、多数の遺物の実測にも応用できよう。

写真測量は、他の測量に比べると歴史も残く、まだ進歩発展の途上にあるが、作業が迅速で、精度にむらがなく、写真が保存される限り、撮影時の状態をいつでも再現できるし、測定だけでなく図面に表現出来ないものも、写真から観察判読でき、また複雑な構造物や曲線曲面について定量的なデータが得られ、これを統計的に整理することによつて重要な成果が期待できる。

全国にある数多くの文化財の写真測量による撮影とその写真乾板の整理保存が目下の急務であると痛感する。

（牛川喜幸）

一乗院発掘調査概要

建造物研究室
歴史研究室

一乗院は天禄元年（970）に創設された興福寺の子院であつて、大乗院とともに摂家門跡として著名である。創設以来康平3年（1060）治承4年（1180）仁治2年（1241）寛永19年（1642）と数度の罹災があり、明治以後奈良地方裁判所に転用されたが、なお慶安3年（1649）造立の宸殿・殿上が残されていた。

昭和37年に裁判所を含む奈良県庁舎付近の整備工事が始まり、旧一乗院の地下遺構の破壊が予想されたため、奈良県教育委員会はその発掘調査を計画し、38年3月当研究所にその協力方を依頼した。

調査に当つては期間・経費の関係で全敷地の発掘は不能であつたので、宸殿付近は天禄以来の平面追求のため全面発掘、その他の地区は一乗院創設前の遺構探査のため幅3mのトレンチを掘ることにした。以下建造物遺構・庭園遺跡・出土遺物別にその概要を報告する。

I 建造物遺構

寛永焼失面は現宸殿の地下約30cmにある。この面から礎石抜取痕跡や基壇亀腹の漆喰面を検出し、寛永焼失の宸殿の規模を確認した。宸殿の東南部は漆喰面が南へつづき中門廊のように突出するが、東部には池があり、宸殿と突出部の関係を明確にすることはできなかつた。

検出した寛永焼失の遺構は向拝のある桁行10間梁間5間の建物と桁行5間梁間2間の小建物である。このうち前者は文明頃かかれた大乗院尋尊僧正筆の一乗院主殿指図（興福寺蔵「肝要絵図類聚鈔」所収）の平面と一致し、寛永までこの平面で存続したことが明瞭になつた。

寛永焼失面の下には焼層が2～3層あつたので各焼層ごとに遺構を追求した。北部では東西に連なる小礫敷の雨落溝を検出したが、この溝底から

第1図 調査地域全景

出土する遺物は様式上平安末期を下るものがなく、また雨落の位置は寛永焼失宸殿の北雨落と同位置にあるので、宸殿は平安末期から位置が変つてないと認められた。さらに焼層ごとの礎石跡の探索では、寛永焼失の宸殿礎石跡のほかは礎石跡がなかつたので、平面も平安末期以来踏襲されたと考えられる。たゞ西廂の1間は鎌倉中期の遺物を包含する遣水の溝と重複するので、途中で西廂が拡張付設されたとみられる。

天禄創設の一乗院に属するものは、最下焼層の下から検出された基壇と礎石地形と考えられる根固めの土盛りである。この基壇は西半は高い地山を利用し東半に盛土してつくられていて、この表面に根固めの土盛りがある。この土盛りの大部分は数度の造替の際削平されたらしく、4個所ほど検出したのみで、柱間は桁行9尺梁行8尺と推測できるほかは平面は不明であつた。またこの基壇を追跡してゆくと、東南部はやはり突出し、その南限は後世の削平で不明だが中門廊の前身として対屋のようなものが設けられていたことは明らかであつた。

次に創設の東半盛土基壇を撤去したところ、東西約20m南北約25mの土壙が検出された。この土壙内には焼土の堆積もみられ、硯や施釉陶器を含め土器片が瓦片とともに多数埋没されていた。また西半基壇を形成する高い地山は方形に削出されていて、その東辺に凝灰岩粉片が南北一列に付着していたので、一乗院創設前にここに凝灰岩基壇をもつ建造物があつたことが想定された。

一乗院創設前の遺構探査のため掘つたトレンチからの所見では、ほかに高く削出された地山が4個所ほどあり、これらも建物の基壇でないかと疑われる。(註1)

以上各時期ごとの調査結果を略述したが、一乗院創設前のこの位置は興福寺下階僧房の北、正倉院の西に当る台地上にあり、立地条件がよく、この付近に興福寺の主要な建物があつたとみられる。一乗院が創設された際、この敷地が整地されていることから想像すると、遺物が土壙内に抛擲されたのは延喜4年(904)もしくは延長3年(925)の興福寺の火災に関係するのではなかろうか。(註2)

一乗院創設の際寝殿が直ちに造られたかどうかは不明だが、まじめの寝殿は寛永までほぼその位置で造替されている。なお治承の興福寺焼亡後養和元年(1180)に仮再建された

第2図　一乗院主殿指図

一乗院の遺構は発掘から確認できなかつた。その後一乗院が再建されるのは文治4年（1199）であり、また仁治の焼亡後建長2年（1250）に新造されるが、西廂が1間付設されるのはこの時とみられる。

現在唐招提寺に移築された慶安再建の建物は位置を変えさらに南に建てられたが、旧平面と比較すると宸殿・殿上とも拡張して建てられており、とくに殿上は中門廊の発展形態としてみられ興味深い。

（工藤圭章）

Ⅱ 庭園遺跡

発見できた庭園遺跡は、宸殿西南隅を斜によぎる一条の遣水跡の地形、および数個の庭石と中世宸殿北面の池庭である。

遣水は幅2.5m深さ50cmであつて、宸殿中央をとおる南北・東西両トレンチや宸殿西南隅で検出され、現地表より約55cm下に地山を急勾配に削り、おのおのの地層の勾配の変り目に自然石をすえたものであつた。これは宸殿東南方から西北方に向つて流れるものであつて、建長再建のころまで存続していたことから、その築造が初期寝殿の造営と殆ど同時期すなわち藤原時代であろうと考えられる。

さらに遣水の水源は慶安度の唐門（それ以前もここに表門があつた）西側付近から導入されたものと推定され、宸殿前面で広大な池庭を形成していた効算もある。

次に北面の池庭であるが、慶安宸殿の北縁先から北方へ約10mの地点から25mの地点にかけて現地表から約50cm下方の地盤に、根石をおくかあるいは単独に据えられた数個の自然石が検出された。これらの石は地層の変り目に据えられ、またこれらの石を境にして一方は著し

第3図 一乗院遺構実測図

く窪んだ粘土層の上に汚れた腐植土を堆積している状態から推して、これらの遺構は慶安の宸殿と北書院との間にそれ以前から存在していた池庭関係の水際に相当するものと考えた。またこれらの石や地形をその東部で検出された自然石の集団と綜合してみると、江戸時代末に書かれた一乗院惣御殿古図（原図水谷川家蔵戦災で焼失）の泉水の線や、先年電気探査によつて推定して水際の線とよく一致していた。

以上の検出した遺構を記録と照応すると、造水は一乗院文書（大倉山精神文化研究所蔵）に書かれている永延2年(988)頃、水谷川より導水して築造された庭園用水路の跡とみられる。北面池庭は一乗院坊官二条宥乗日記の寛永19年12月9日の条に記されるものに該当し、記録には「善」という庭者が造つたとあることから当時大乗院尋尊僧正の招きにより奈良で活躍した庭作善阿弥(注5)の業績に関係あるものと考えられよう。

第4図　宸殿下検出施釉陶器

ともあれ遣水遺跡は平泉毛越寺大泉池畔でしか検出できていなかつたし、またそれが永久5年（1117）頃と推定されるのに対し、より古い遣水の地形と石組が確認されたこと、また寝殿北面で寛永の火災で大破したことを割引しても、全く確認できなかつた善阿弥の作風を幾分でも推知できる庭石を伴つた遺構の一部を検出することができたことはこの発掘の大きな収穫というべきである。

（森　　）

III　出土遺物

遺物は、主として寝殿下の土壙と向拝南側の瓦溜りから発見され、施釉陶器を含む土器類、各種の瓦類、少量の銅銭・金属器・石製品・ガラス製品など、奈良時代前期から近世初頭におよんでいる。注目されるのは、寝殿下の土壙から出土した土器類、なかでも施釉陶器や陶硯類である。施釉陶器では、緑釉陶（蓋・杯・椀・鍔釜・火舎？・甑？）が多数をしめ、少量の三彩陶（蓋　杯　火舎・香炉・壺）と二彩陶（長頸壺）がある。陶硯類では、円硯35点、八花硯1点、鳥と亀の動物形のもの2点に杯や蓋を転用したものが10数点ある。その他に灰釉を施した水瓶・浄瓶の類を含む須恵器、量的には最も多い土師器など、整理後は重要な基準資料になる一括遺物である。（八賀　晋）

第5図　寝殿下検出円硯

註

1　これらのうち最も南のものは登大路の拡幅工事の際再調査され、興福寺下階僧房北の小子房の一部とみなされている。

2　延喜4年興福寺焼亡（興福寺伽藍記）延長3年下階僧房馬道東焼亡　貞信公記）

3　奈文研年報1962参照

4　旧一乗院庭園遺跡の復原的考察　奈文研年報1962

5　一乗院文書（大倉山精神文化研究所蔵）によると、寛治7年（1093）に池が掘られ、大江匡房にその名を撰ばせ「金剛池」と命名した由が記されている。その池名が、寝殿の前面にあつたものを指すのか、寝殿の北（後）方にまわつていたのか、或は前（南）後（北）池併用型であるのかは明らかではないが、昭和38年12月から、39年1月にかけて旧一乗院唐門跡附近一帯の発掘調査が行われた際にも、唐門跡の西寄に於いて池又は幅ひろい水路の南限らしい跡が検出されているのである。南（前）池庭の存在と、その形態の確認は今後の調査にまつ外はない。

6　森蘊　中世庭園文化史　奈良国立文化財研究所学報第6冊42～45頁

仁和寺所蔵「本尊随法不同事等」紙背文書

本書は塔中蔵第106箱に収められているが、前半部を欠き、六紙を残すに過ぎず、原題も明らかでない。現存するのは「本尊随法不同事」以下であるので、ここでは「本尊随法不同事等」と仮称することにしたが、適当な名称ではなく、更に検討を加える必要がある。紙面には墨界線を施し、紙背には文書が見られる。この紙背文書には史料的価値の高いものが見られるのでここに全文を紹介することにした。これらはいづれも年紀が記されていないが、次に掲げるように、建暦3年8月下旬書写奥書があり、それを溯ること遠からざる頃のものと考えて大過ないであろう。

（奥書）

建暦三―八月下旬、於大聖院御所」北対部屋、以証本写了、

経　寛

この大聖院御所は仁和寺内の院家の一つで、御室御住房でもあった。血脈類集記第9によれば、覚教大僧正（北院御室付法）の弟子に経寛なる僧が見えている。彼は少納言律師とも呼ばれ、淡路大進源長経の息で、建保7年3月29日、仁和寺真乗院において覚教の付法を受けている。この経寛と本書を書写した経寛とは年代的にも、また仁和寺と関係深い点においても一致するから、同一人物としてさしつかえなかろう。ところでこの紙背文書の第2・3・5紙の3通は後述のようにいづれも南都興福寺関係のものである。当時南都諸大寺は真言宗の強い影響を受けて密教化しており、僧侶の交流もしきりに行われていた。こうした関係から経寛の手もとに興福寺関係の文書が入つたものであろう。

〔第1紙〕　法橋某書状（9月27日）

東北院領越前國曽万布庄」訴事、任折紙状候、早可□進上尊段候旨

謹承□□謹言、

九月廿七日　　法橋□

□（後欠）

〔第2紙〕　源為賢解（後欠）

源為賢謹解　申請　恩裁事

請殊蒙　恩裁、経御沙汰、任証文被糺返、為南京東山里」和津賀原山住人源太定尚、勾引所従七人不当子細状、

副進

為清引文案一通
定尚勾引下人交名一通

右謹検案内、為賢有事縁、去正治元年、知行大和国伊奈津」庄之間、下遣定使男之処、為清盗取彼庄所当米、雖致」種種之悪行、偏住無為無事之心、令宥沙汰之刻、乗勝之」餘、背預所之下知、相語凶徒、入夜打於定使之宿所　殺害」定使并妻子所従等八人畢、即搦取為清等□□□□(七人カ)」罪過之日　為清申云、所犯不及左右、罪過難遁、然而甲」参之敵人免其罪者古今例也、仍可与一族引文、可」免今度之罪也者、任申請為賢取件引文、召仕彼七人」已以経数十年之間、去月九日、為清猥定尚縁企参」洛、招出為清女子等、逃籠春日御領柚原山之条、所行」旨言語不及事也、加之彼定尚者、度々有盗犯事、即」時雖可滅亡、為賢随分令沙汰免了、何忽□□□(忘其恩)」不顧引文、可勾引七人之罪哉、罪過不軽者也、望請」恩裁、□(早)経御沙汰、□□(被仰)彼柚預所寺林法□□(糺)返」

（後欠）

〔第3紙〕　和束柚沙汰人等陳状（折紙）

和束御柚沙汰人等陳申、
任解状之旨相尋之処、件」折節自外土旅人無移住事、」但自権門去来者多人、雖被」注進其交名、難知実躰、就中」往古御柚之習、来入之者無沙」汰之出事、何況彼交名之罪、」不見不聞之者也、争可致其」沙汰乎、披陳粗如件、

〔第4紙〕　経寛(カ)書状並某返状（9月14日）

只今便候へハ、大弐阿闍梨此山申候了、恐々謹言、
謹承候了、今夕之還向ハ可」留候、但若指事出来候者、経□(寛カ)」一人不候とん、御遣恨不可候、□」刑部卿阿闍梨宿所不知行」候、同自其可令触給候歟、恐々謹□、
九月十四日　　経□(寛カ)

(異筆)「三位阿闍梨許へ申遣候へハ、返事」如此候、今夕可還法性寺由、承候之間、」止候也、謹言

〔第5紙〕　和束柚沙汰人等陳状（折紙）

（第3紙と同文により本文省略、挿図参照）

〔第6紙〕　氏名未詳書状（後欠）

少御堂講衆申御布」施事、可申上候也、
畳用途内、薦裏布、」明障子紙、可被沙汰渡候、」且御倉へ請に可被進候□(之カ)」由、沙汰人申候也、
垂布事、去年被渡布不法」候云々、今年猶自此不法に候之由、」沙汰人申上候、其も多候はゝ、可沙□(汰)」替候之処、只十余段候へハ、不及沙汰替」候、其外一切布不候之由、申候者、如何□(様)」可候哉、雖施悪候、当時候物なれは、」可令進候はゝ、同可進之由、申候、何様□(可)」候哉、恐々謹言

□□□□□（廿ヵ）（日ヵ）　　□□□□（眼ヵ）

（後欠）

（第5紙）　和束柚沙汰人等陳状

以下、前掲紙背文書について若干の説明を加えたい。

〔第1紙〕　この東北院は法成寺の一院で、もと上東門院御所（京都一条南京極東）であつた。法成寺の東北にあるところからその名が生れたという。曽万布庄はすでに兵範記仁安2年夏巻紙背文書所収の長寛2年7月日越前国曽万布庄百姓等解にも東北院領として「御庄建立以来及百余歳」と記されており、古くから東北院領であつたことが知られる。

〔第2紙〕　大和国伊奈津庄預所源為賢が、源太定尚に勾引された彼の所従7人を糺返されんことを求めたものである。延久2年の興福寺大和国雑役免坪付帳（東諸郡）に宇陀郡稲津庄があり、（註1）伊奈津庄とはこの稲津庄のことであろう。なお稲津庄は現在の宇陀郡菟田野町稲戸の地であろうといわれる。（註2）和津賀原山については「南京東山里和津賀原山」とあるが、現在の奈良市東方地区には該当する現地名は見られない。しかも第3紙には和束柚があるので、この和津賀原山は和束柚内の原山（現在相楽郡和束町原山）のことではなかろうか。するとこれは山城国となり南京東山里とあることと矛盾するが、和束柚を含めて相楽郡内には興福寺（春日社）領が極めて多く、しかも奈良から近いため、和束柚を南京東山里内にありとしたものであろう。

為賢の主張によれば、源太定尚が勾引した所従7人はかつて伊奈津

庄内に乱入して殺害等の非法を行い捕えられた為清一族であるという。即ち為清は罪過に処せられんとした際、「所犯不及左右罪過難遁、然而甲(降カ)参之敵人免其罪者古今例也、仍可与一族引文、可免今度之罪也」と申請うたため、為賢は「取件引文召仕彼七人」うこととした。引文とは身曳――己の身を相手方に曳進める。即ち我と我が身を相手方の支配下に置き、その所従被官となる行為(註3)――の際に相手方に出す証文のことである。身曳が行われるのは生活に困窮して自分の身を売り又は債務の弁済に当てる場合、年貢公事不納の場合、犯罪により被官になる場合等種々ある。検断権の保有者が、犯罪人の身柄を押えて強制的に自己の下人所従とするのとは異り、身曳の場合は自己の犯した罪を免れんがために、自分で自分の身柄を検断権保有者もしくはそれに強い影響力を及しうる者に進めてその下人所従となるのであつてそのことによつて殺害・夜討・強盗・人勾引等の重科を犯しても罪を免れることが出来たのである。この文書は中世の検断を考えるのに役立つ史料の一つである。

〔第3紙〕 興福寺領和束杣(註4)（山城国相楽郡）の沙汰人等が出したもので、杣への移住者の中に交名にあげられた者がいるか否かの問に対して不明であることを答えたものである。その内容から推すと、この陳状は第2紙の為賢解と関連する文書の一つと考えられる。若干意味の摑み難いところがあるが、「但自権門去来者多人、雖被注進其交名、難知実躰、就中往古御杣之習、来入之者無沙汰之出事」とあるように杣においては人の流入に関しては比較的ルーズであつたことが知られる。近江国葛川庄における浪人のように(註5)、杣もしくは山間の庄園においては外からの労働力の流入を勧迎するためか、そこへの移住については特に制扼を加えないのが通例であつたのではなかろうか。

〔第6紙〕「明障子」紙とあるが、明障子が文献上に見られるのは平安時代末期からである。しかしそれが紙を用いたことを明かにする史料としてはこの書状は古い例の一つといえよう。

（田中 稔）

註

(1) 『平安遺文』第9巻4639号、(P.3620)

(2) 『荘園志料』上巻

(3) 石井良助「中世人身法制雑考2」(『法学協会雑誌』56巻9号)

(4) 第2紙為賢解には「春日御領杣原山」とあるが、寿永2年3月 日和束御杣工等申状(平安遺文第8巻、第4080号)によれば和束杣は興福寺領と考えられ、その一部の原山のみが春日社領であつたと考えられる。

(5) 牧野信之助「庄園内に於ける浪人」(『武家時代社会の研究』所収)
中村直勝「中世農民の生活」(『荘園の研究』所収)

(6) 太田静六「春日験記に現れたる住宅建築と住宅調度とに就いて」(『建築学会論文集』第20号)

昭和38年度平城宮発掘調査概報

歴史研究室
建造物研究室

昭和38年度におこなった特別史跡「平城宮跡」の発掘調査は、第12、13、14、15、16次の5回にわたり、発掘総面積は2.11アールにおよんだ。第12次調査は、7月9日から9月26日まで、発掘調査事務所の西南方、第二次内裏中心部（6AAQ—C・D地区）にあたる20アールを発掘した。第13次調査は、8月2日から10月9日まで、通称一条通北側佐紀町南部（6AAO—F・H・I・K・V地区、6AAO—C・D地区および6AAB—U地区）の50アールを発掘した。第14次調査は、宮域南西隅（6ADH—F・I・J・K・L地区）55アールを12月7日から3月31日まで、第15次調査は、西面南門の周辺（6ADF—T・R・P地区）46アールを2月21日から3月31日まで発掘調査した。以下、調査結果の概要を報告する。

第12次調査

調査地域は、これまで3回にわたり調査した第二次内裏内郭の中央南部を占めている。おもな遺構は第2次内裏の建物と廊である。掘立柱回廊SC247は、11間分が検出され、既調査部分と合わせて、内側22間の全貌が明らかになった。回廊の約2.7m南には南面築地回廊の北雨落溝が東西に通っている。廊の東西には柱心から約2.1mに幅約40cmの素掘の雨落溝がある。この廊の西5.9mで、9間2間（柱間2.95m等間）の南北棟掘立柱建物SB650を発見した。この建物は第6次調査で発見したSB540と8.85mをおいて桁行柱列をそろえて南北に並んでいる。南面築地回廊の北雨落溝は内裏中軸線から東へ約43m発掘したが、残存状況は極めて悪く、SC247の接合部付近に溝石が残存する程度であった。しかし、凝灰岩の散乱する雨落溝の痕跡は中軸線付近でも一直線に通つており、内裏南面築地回廊の基壇は

第1図　第6・9・12次調査地域

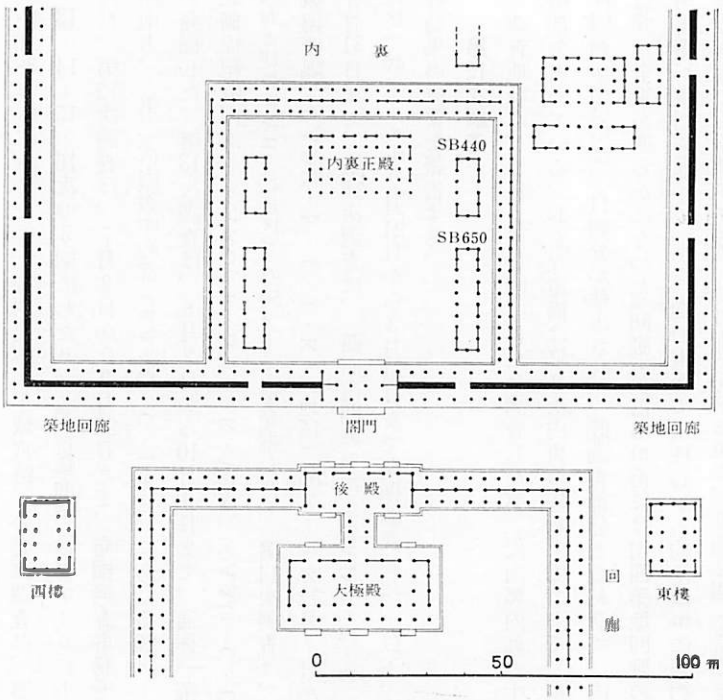

第2図　内裏大極殿一郭復原図

閤門の位置でも検出しはなく、閤門の幅は築地回廊の幅と一致していたと考えられる。

第二次内裏に属する建物を平安宮内裏と比較すると、SB440・650は宜陽殿、春興殿にあたるものだが、桁行が宜陽殿9間、春興殿が7間であるのに対し、SB440が5間、SB650が9間となっている。第2次内裏以外の遺構として柵が2列ある。

第13次調査

第13次調査は、東地区（6AAB—U区、6AAO—C・D区）と西地区（6AAO—F・H・I・K・V区）においておこなった。

〈東地区〉

主な遺構は、建物11棟、築地1面、井戸1個所、溝2条、土壙2個所である。建物のほとんどは掘立柱のものであるが、SB875の小建物は小礎石をすえたものである。6AAB—U地区一帯は地山が東に傾斜して下り、それを埋めて造営が行なわれていた。遺構は配置状況や柱穴の重複関係から少くとも次の3期に区分しうる。

A期　6AAB—U地区中央北辺で、東西棟桁行7間（柱間3m）建物SB795の一部を検出したのみである。

B期　建物3棟、築地1面が整然と配置されている。U地区の東北部に、南北棟6間以上×4間（柱間各3m）東西両廂付建物SB730がある。この建物の東側柱列の南延長線上に東妻をおいて、東西棟桁行7間（柱間2.6m）の建物SB710（梁間未確認）がある。その約6.9m西に東西棟3間×2間（柱間各2.4m）の建物SB808がある。この南側柱列とSB710の北側柱列とは同一線上にある。U地区東端には築地SC705が南北に通っており、築地の東側は一段低くなっている。築地は整地層を約50cm掘りさげ、その上に黄褐色粘土を積み上げた基礎地固めを残すのみで、東縁は水田造成時に破壊され、現存の築地基礎地固めの最大幅は6mである。U地区西北隅の土壙SK820はこの期に属し、出土した木簡から埋没時を天平末年に推定できる。

C期　SK820埋土上に造営された南北棟6間×3間（柱間各3m）

東廂付建物SB818と、その南10mに西側柱列をそろえて、南北棟2間以上×2間（柱間各3m）の建物SB805がある。この建物には床束柱穴がある。6AAO—D地区の北部にある3間×2間（柱間各2.2m）SB875もこの期のものであろう。

D期　U地区の中央部西よりに東西棟5間×3間（柱間各2.4m）北廂付建物SB775がある。

E期　U地区の中央北よりに東西棟6間×4間（柱間各2.4m）四面廂付建物SB780がある。井戸SE715もこの期に属する。

以上の5期のほかに時期を決しがたい建物が数棟ある。なお、D地区のほぼ全域は市庭古墳（SX500）の前方部東側の周濠部分にあたり一部にトレンチを入れて玉石を敷きつめた外堤東岸を検出した。

ハ西地区Ⅴ

今回新たに検出した主な遺構は、建物11棟、柵1列、井戸1個所などで、第2次内裏北面築地回廊SC060、その北の築地SC488などの東延長部も前年度にひきつづき検出した。この地区の南半は市庭古墳前方部前面の周濠にあたり、平城宮造営時に埋没し、その上に建物を造営している。新たに検出された建物はすべて掘立柱のもので、配置状況や柱穴の重複関係から次の6期に区分しうる。

a期　F地区とK地区にまたがつた南北棟5間×2間（柱間各2.4m）の建物SB1080がある。他に遺構はない。

b期　K地区の中央部にある東西棟5間以上×5間（柱間各3m）の建物SB1000は身舎の梁行が3間のもので、西端は未調査だがおそらく四面廂になるものとみられ、6AAO区で最大の規模のものである。その6.5m北にある東西棟5間×4間（柱間桁行各2.1m、梁行各1.5m）南北廂付建物SB1085もこの期のものかもしれない。

c期　K地区の東部に南北棟11間×2間（柱間桁行各2.85m、梁行各3m）の建物SB960がある。

d期　東西棟5間×2間（柱間桁行2.4m、梁行2.7m）建物SB790はこの期に属する。

e期　SB1000南半に重なる東西棟6間以上×3間（柱間桁行各3m、梁行各2.85m）南廂付建物SB1015がある。

f期　F地区のほぼ中央で、南北棟7間×2間（柱間各2.4m）建物SB1055を検出した。この建物の北第

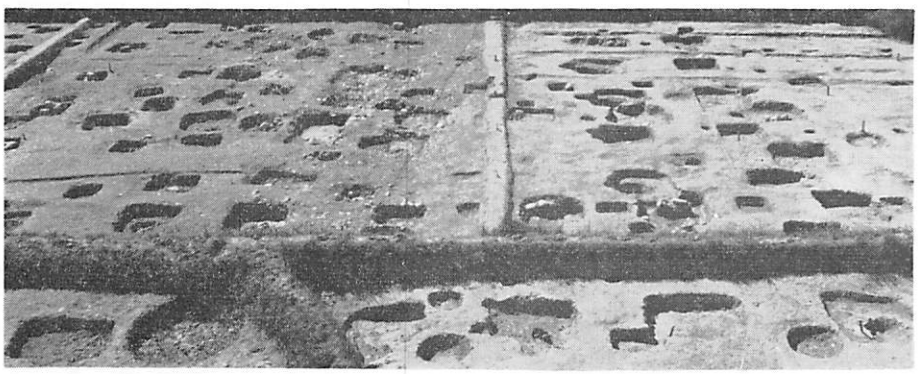

第3図　SB1000付近遺構状況

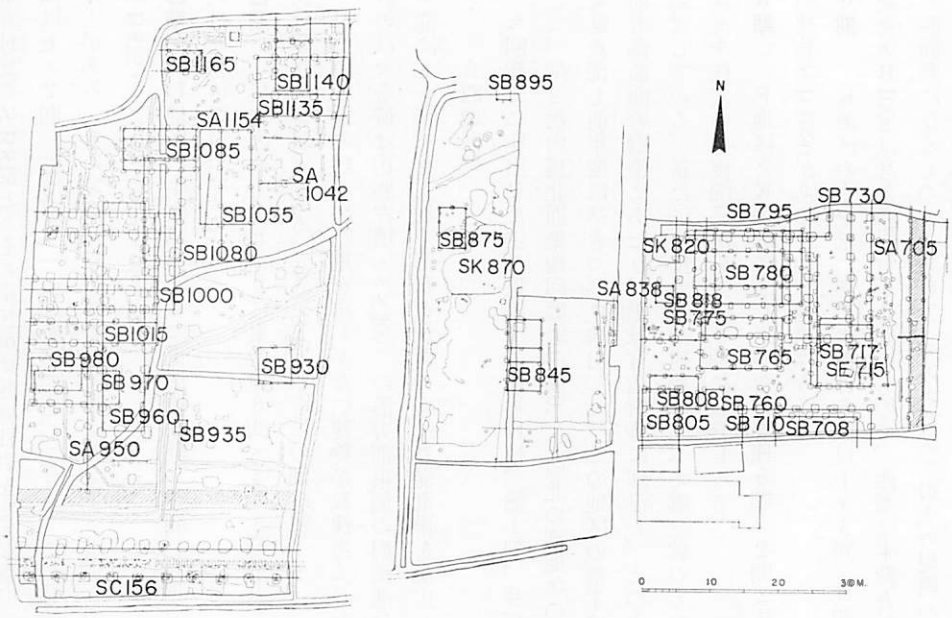

第4図　第13次調査地域実測図

6柱列の中央よりに小柱穴があり、間仕切りがあったものと思われる。この間仕切りまでの5間の部分には、西に3m離れて小柱穴が並び、西廂、目隠などの存在も考えられる。このSB1055の北2mに東西棟4間以上×3間（柱間各2.85m）南廂付建物SB1135がある。桁行梁行ともに2間の建物SB930と南北柵SA950もこの期のものであろう。この期の遺構は方位が北で西にふれる傾向がある。

第13次調査地域はいずれも第2次内裏内郭の北に位置し、第10・11次調査地域とともに内裏に付属する部分でおそらく平安宮の華芳坊・桂芳坊の前身的な地区と推定される。東端で検出された築地SC705は現地形からみて、第2次内裏外郭の東面築地とみられる。

発見された遺物で最も著しいものは、東地区のSK820から出土した年代の推定される一括遺物である。この土壙は方約4m、深さ2.3mで、底に厚さ55cmの遺物の堆積があった。この堆積には本年報で別に述べた1869点の木簡とともに、多量の土器類、木器類、繊維製品、瓦類、自然遺物などがあった。この土壙は、おそらく短期間のごみ捨て穴らしく、埋没の年時は木簡の年号記載から天平19年8月をあまりへだたらないと推定される。土器類は土師器、須恵器が主で、三彩釉小形薬壺蓋が一点ある。土師器、須恵器には墨書のあるものが十数点あり、土馬が一点出土している。木製品には糸巻、紡錘車、火鑽臼、杓子、箸、曲物饗器、漆器片や人形、桧扇など、繊維製品には平絹断片、麻縄があり、さらには、蓆や籠の断片、桧皮なども検出されている。自然遺物には栗、胡桃、桃、瓜などの種子類、木の枝や葉があった。同じく木簡の出土をみたSK870は東西・南北ともに5mほどの

不整形なもので深さは1.3mと浅く、遺物保存状況は良くなかつたが、土器・瓦類のほかに漆冠断片、蓆片などを検出した。この土壙付近の整地層中から、緑釉平瓦片が1枚分出土している。その他の地点からは、多量の瓦・土器類が出土しているが、U地区検出の数点の円硯、鳥形硯、八花縁宝珠硯類や墨書土器が注意される。

第14次・第15次調査

第14次調査は宮跡西南隅の6ADH区で行なつた。主な遺構は宮城の南を限る大垣のほかに掘立柱建物5棟、柵2列、井戸2個所がある。

大垣は、南縁が現在の水路で破壊されて不明だが、幅8.5m以上、深さ●.5mの基礎地固めをおこない、その上に幅約2.5mの基底部の築地と北側に約1.5m幅の犬走り部を設けている。築地は削平されていた。この築地の中心から12m南に隍があるが北縁を調査するにとどまつた。

第5図　檜　　扇

調査地域の西北部で、側板を立て、内側から枠でとめた方形の井戸を検出した。側板は、各面二枚、上下二段、計16枚からなり、すべて木製の桶を転用したものであつた。木製桶は、下段8枚に用いたものが保存良好でほゞ完形に近く、頂部を山形に作つた長方形の材で、長さ150cm、幅54cm、厚さ3cm、表面中央に鎬がある。表面には、上下に鋸歯文、中央に逆S字形の文様を、黒、丹、白の三色で畫いている。上端木口部には、斜めに裏面まで貫通する小孔がほゞ3cm間隔に穿たれている。中央には上下約2●cmをおいて2個ずつ小方孔が穿たれており、保持装置をとめる孔とみられる。この桶の寸法・文様・彩色は、延喜隼人司式に記載のある隼人の威儀用の楯と合致している。上端の小孔は馬髪を編著するためのものであろう。裏面に文字・絵画の墨書・線刻をもつものがある。なお、縦に二枚に割れたものを横桟を打ちつけて再使用したらしく、裏面には桟をとめる溝がえぐつてある。

この地域の下層には弥生式時代の集落跡があつた。検出された住居跡は18個所、他に数条の溝や壺棺を埋葬した土壙二個所などがある。

第15次調査は第14次調査地域北方の6ADF区で行ない、西面南門とそれに連なる大垣および建物2棟と柵1列を発見した。西面南門は西半部が現在の道路下になり調査不能だつたが、調査した東半部では基壇は削平されており、わずかに地下に掘り込んだ基礎地固めが残存していた。その範囲は南北約32mで、大垣が門の中央にとりつくと仮定すると東西はほゞ14mとなる。建物は2時期にわたる各1棟で、いずれも門の北約15mの東西柵の北側にあつた。なお、この地区の北半は中世の秋篠川の氾濫で破壊されていた。　（本村豪章・鈴木　充）

奈良国立文化財研究所要項

一、調査研究概況

A 総合研究

1 平城宮跡発掘調査

歴史研究室 棟梁 有光教一　坪井清足　田中　稔
田中　琢　岡田茂弘　本村豪章
狩野　久　八賀　晋　河原純之
建造物研究室 杉山信三　工藤圭章　沢村　仁
鈴木　充　牛川喜幸

平城宮跡発掘調査部 斉藤　忠

本年度は第12～16次の5回にわたつて調査をおこなつた。(本文2頁・35頁参照)

2 西大寺調査

美術工芸研究室 守田公夫　長谷川誠　清野智海
歴史研究室 田中　稔　狩野　久

本年度は主として彫刻の調査(本文9頁参照)と中世・近世文書の調査をおこなつた。

3 仁和寺の研究

建造物研究室 杉山信三
歴史研究室 田中　稔　狩野　久

昨年度に引続き、聖教古文書、主として塔中蔵の収納品を中心に調査した(本文31頁)。なお、過去数年間の調査成果の一部を「仁和寺史料　寺誌編一」として公刊した。

4 古代都城制の研究　平城京の復原的研究
(文部省科学研究費交付金による機関研究)

歴史研究室 橿本亀治郎　坪井清足　田中　稔
田中　琢　岡田茂弘　本村豪章
狩野　久　八賀　晋　河原純之
建造物研究室 杉山信三　工藤圭章　沢村　仁
鈴木　充　牛川喜幸

平城京内千分ノ一の地図16面を作成、京内地籍図条坊古図など関係資料を集め、現地調査を併行しておこない、平城京の復原的研究を開始した。

B 各個研究

I 美術工芸研究室

1 舎利塔の様式的研究　守田　公夫

唐招提寺様式は調査を終り、引続き西大寺様式の関係資史料の検討を行つている。

2 工芸作品に見られる文様の日本的展開の研究　守田　公夫

多くの工芸作品にみられる文様を外来的と日本的に大別し、さらに品種別にし、その発展過程を辿ることにおいて、文様の日本的展開の様相と、その作品のもつ美術工芸的価値を美術史的に研究する。

3 藤原彫刻の研究　長谷川　誠

藤原和様の形成と様式の変遷の究明のため造立年次の確かな像例を調査している。本年度は霊山寺薬師三尊及び六波羅蜜寺諸像を調査した。

4 仏像納入文書の集成調査研究　長谷川　誠

従来調査収集した35例を整理中で東大寺中性院弥勒菩薩像、伝香寺地蔵菩薩像、同南無仏太子像、円成寺南無仏太子像について再調査した。

5 奈良様彫刻の研究　長谷川　誠

奈良彫刻の形成とその伝流について調査研究するもので、現在広く南都諸大寺の資料収集に当つている。本年度は薬師寺、円成寺、飛鳥寺、蟹満寺、奈良市街諸寺三十五ヶ寺について調査した。

6 両界曼荼羅の思想構造とその図像学的変遷に関する研究　清野　智海

前年度に引続き、九会金剛界曼荼羅の成立に焦点をおいて研究をおこなつた。

7 平城京諸大寺を中心とする仏教絵画の調査研究　清野　智海

平城京周辺の小寺院に伝わる仏教絵画を調査し諸大寺との関連を資料のうえから研究している。

8 その他の調査　守田公夫、長谷川誠、清野智海

舞鶴市教育委員会の要請によつて同市松尾寺、多禰寺ほか十三ヶ寺の彫刻調査をした。
また吉野天川村及び西吉野村の彫刻調査を行つた。

II 建造物研究室

1 大安寺の発掘調査

森　蘊　杉山信三　坪井清足　工藤圭章
沢村　仁　田中　琢　岡田茂弘　本村豪章
鈴木　充　八賀　晋　河原純之　牛川喜幸

小学校体育館建設に伴う地下調査で、奈良県教育委員会に協力し、大安寺講堂・僧房・鐘楼・井屋などの遺構を発掘した。また、旧寺域の現地形の実測調査をおこなつた。

2 興福寺一乗院の調査　研究者1に同じ

奈良県教育委員会の調査に協力して、地下遺構の検出をおこなつた。(本文26頁参照)　また、関係資料を集収し、一乗院の歴史的変遷を追求した。

3 解体修理に伴う調査

杉山信三　工藤圭章　沢村　仁　鈴木　充

奈良県教育委員会に協力し、南法華寺礼堂・興福寺北円堂の遺構・遺跡の調査をおこなつた。

4　鳥羽離宮の調査　　杉山信三　牛川喜幸

京都府教育庁のおこなつた鳥羽離宮の庭園遺跡の発掘調査に協力した。

5　奈良市内古民家・古社寺の調査

工藤圭章　杉山信三　工藤圭章　沢村　仁　鈴木　充

奈良市教育委員会の依頼により、奈良市内の古民家・古社寺の調査を実施した。

6　奈良県および京都府下の茶座敷と露地の調査

森　蘊　牛川喜幸

奈良県下では依水園三秀亭と蔵松庵跡付近一帯の実測調査、称名寺独炉庵および東大寺四聖坊など珠光好茶座敷及露地の実測と関係資料の集収、宗珠松屋など奈良出身茶人関係資料の検討をおこなつた。京都府関係では慈照寺東求堂、漱清亭跡付近、西芳寺湘南亭・北亭跡・縮遠亭への通路付近・醍醐寺三宝院松月軒沈流亭付近、仙洞御所又新亭・醒花亭女院、御所寿山御茶屋跡付近、桂離宮竹林亭跡付近、修学院離宮霊曲閣・止々斉跡付近その他の実測調査をおこなつた。

7　小堀遠州関係資料の調査

森　蘊　牛川喜幸

小堀遠州居宅（伏見六地蔵、大阪天満、伏見豊後橋請、京都六角堀川）の位置確認と建築庭園関係資料の収集をおこない、寛永度大阪城指図中の数寄屋くぎりの間などの検討、延宝度（元和造営）近衛殿指図の三つの数寄屋的茶座敷と本源自性院殿（尚嗣）慶安四年指図の比較、松屋会記・甫公伝書・孤逢庵茶湯無尽蔵・茶湯秘抄所収遠州関係茶座敷指図と城州伏見御旧宅図の数寄屋及び露地の比較検討をおこなつた。

8　鎌倉時代仏堂の構架と小屋の発展（文部省科学研究費交付金による研究）　　工藤圭章

いわゆる本堂とよばれる仏堂の小屋組を、パンチカードによつて整理して四種に大別分類し、奥行の深い仏堂の出現に伴つての小屋組の変遷を大系づけるに努めた。

9　遺物・遺跡の写真測量による研究　　牛川喜幸

写真測量を遺跡・遺物の調査研究に応用する方法について研究し、一部実施した。（本文24頁参照）

Ⅲ　歴史研究室

1　南都諸大寺関係文書の調査　　田中稔、狩野久

35年度以降継続中の唐招提寺所蔵の古文書教典類の調査として、本年度は古写経を重点的に調査した。大半は平安時代初期以前に属する優秀なものである。

2　古代測地法の復原的研究（文部省科学研究費交付金による研究）　　坪井清足

古代測地法には、真北と磁北を基準にする二系統の技術があつたとみられる。特に、後者の内容を究明するため、遺構遺物の熱残留磁気を測定し、古代の磁北の偏向の変化をたどる試みを実施した。さらにその成果を分析し航空写真・地籍図などによつて判明する古代地割と照合研究した。

3　古代土器生産の研究（文部省科学研究費交付金による研究）　　田中　琢

平城宮出土土器は各地の生産地から供給されている。その出土品を中心に各地の生産地の製品との比較研究をおこない、古代圭器の生産と供給の実態解明に努めた。

C　研究発表

1　昭和38年5月25日（於本所）
西寺跡の調査と平安京の条坊　　杉山　信三
平城宮跡の出土遺物　　田中　琢
仁王会本尊図の展開について　　清野　智海

2　昭和38年11月2日（於本所）
大安寺発掘調査報告　　杉山　信三
西大寺弥勒菩薩坐像について　　長谷川　誠
平城宮跡出土の木簡について　　狩野　久

3　昭和38年9月14日（於平城宮発掘調査事務所）
平城宮跡発掘調査現地報告会

D　昭和38年度文部省科学研究費交付金による研究

研究課題	種類	研究担当者	交付金
古代都城制の研究 第一部　平城京の復原的研究	機関研究	樋本亀治郎	6,500,000円
古代測地法の復原的研究	各個研究	坪井清足	100,000円
古代土器生産の研究 平城宮跡出土品との比較研究	同	田中　琢	50,000円
鎌倉時代仏堂の構架と小屋の発展	同	工藤圭章	80,000円

二　組　織

A　文化財保護法　抜萃（昭和二十五年五月三十日法律第二一四号）

第二十条　委員会の附属機関として文化財専門審議会、国立博物館及び国立文化財研究所を置く。

第二十三条　国立文化財研究所は、文化財に関する調査研究、資料の作成及びその公表を行う。

2　国立文化財研究所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
東京国立文化財研究所	東京都
奈良国立文化財研究所	奈良市

3　国立文化財研究所には支所を置くことができる。

4　国立文化財研究所及びその内部組織は、委員会規則で定める。

B　奈良国立文化財研究所組織規程

（昭和二十七年三月二十五日文化財保護委員会規則第五号）

沿革

昭和二九年六月二九日文化財保護委員会規則第一号改正
昭和二九年九月一五日　〃　第二号改正
昭和三六年九月一五日　〃　第三号改正
昭和三八年四月一〇日　〃　第四号改正
昭和三九年三月一二日　〃　第一号改正

（奈良国立文化財研究所の組織）

第一条　奈良国立文化財研究所の所掌事務を分掌させるため、庶務課、次の三室及び平城宮跡発掘調査部を置く。

美術工芸研究室
建造物研究室
歴史研究室

2　平城宮跡発掘調査部に、その所掌事務を分掌させるため、次の五室を置く。

第一調査室
第二調査室
第三調査室
保存整理室

三　研究成果刊行物

奈良国立文化財研究所学報

年度	名称	担当者
昭和29年度	第一冊　仏師運慶の研究	小林　剛
	第二冊　修学院離宮の復原的研究	森　蘊
昭和30年度	第三冊　文化史論叢	小林剛・森蘊・杉山信三・田中一郎・田中稔
昭和31年度	第四冊　奈良時代僧坊の研究	浅野　清・鈴木嘉吉
昭和32年度	第五冊　飛鳥寺発掘調査報告	浅野　清・杉山信三・坪井清足・鈴木嘉吉
昭和33年度	第六冊　中世庭園文化史	森　蘊
	第七冊　興福寺食堂発掘調査報告	坪井清足・鈴木嘉吉
昭和34年度	第八冊　文化史論叢	小林　剛・守田公夫・浜田　隆・杉山二郎
	第九冊　川原寺発掘調査報告	杉山・坪井・鈴木・田中(稔)・工藤・田中(琢)
昭和35年度	第十冊　平城宮跡Ⅰ・伝飛鳥板蓋宮跡発掘調査報告	杉山・坪井・鈴木・工藤・田中(琢)・岡田・岩本
昭和36年度	第十一冊　院家建築の研究	杉山信三
昭和37年度	第十二冊　巧匠安阿弥陀仏快慶	小林　剛
	第十三冊　寝殿造系庭園の立地的考察	森　蘊
	第十四冊　「レース」と「金亀舎利塔」に関する研究	守田公夫
	第十五冊　平城宮発掘調査報告Ⅱ ——宮衛地域の調査——	坪井・鈴木(嘉)・田中(稔)・工藤・田中(琢) 岡田・狩野・河原
	第十六冊　平城宮発掘調査報告Ⅲ ——内裏地域の調査——	榧本・坪井・田中(稔)・工藤・沢村・田中(琢) 岡田・狩野・河原・岩本

奈良国立文化財研究所史料

昭和29年度	第一冊　南無阿弥陀仏作善集複製	田沢　坦
昭和30年度	第二冊　西大寺叡尊伝記集成	小林　剛
昭和38年度	第三冊　仁和寺史料　寺誌編一	田中　稔・狩野　久

史料調査室

（庶務課の所掌事務）

第二条　庶務課においては、次の事務をつかさどる。

一　別に文化財保護委員会から委任を受けた範囲における職員の人事に関すること。

二　公文書の接受及び公印の管守その他庶務に関すること。

三　経費及び収入の予算、決算その他会計に関すること。

四　行政財産及び物品に関すること。

五　職員の福利厚生に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない事務を処理すること。

（美術工芸研究室の所掌事務）

第三条　美術工芸研究室においては、絵画、彫刻、工芸品、書跡その他建造物以外の有形文化財及び工芸技術に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

（建造物研究室の所掌事務）

第四条　建造物研究室においては、建造物に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

（歴史研究室の所掌事務）

第五条　歴史研究室においては、考古及び史跡に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

（平城宮跡発掘調査部の五室の所掌事務）

第六条　第一調査室、第二調査室及び第三調査室においては、所長の定めるところにより分担して、平城宮跡の発掘及び調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

2　保存整理室においては、平城宮跡の遺構及び遺物の保存整理及び調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

3　史料調査室においては、平城宮跡に関する史料の収集及び調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

（所長）

第七条　奈良国立文化財研究所に所長を置く。

2　所長は、所務を総理する。

附　則

この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

四　職　員

（昭和39年8月1日現在）

所属	氏名	官職	担当
庶務課	小林　剛	文部技官	所長
	五田次雄	文部事務官	課長
	紺野　栄	同	庶務係長
	西村縣治	同	会計係長
	坂口義尚	同	同
	岩本次郎	同	図書資料
	丹阪信次	警務員	平城事務警備
	木實忠雄	同	警備
	森田光治	同	平城警備
	岡田博旡	同	同
	西田健三	技能員	自動車
美術工芸研究室	今西正美	事務補佐員（非常勤）	庶務
	小谷温子	同（同）	資料
	森田　末	同（同）	平城事務
	大西朝次郎	同（同）	会計
	林　久子	同（同）	庶務
	渡辺衆芳	技術補佐員（同）	写真
	守田公夫	文部技官	室長	工芸（平）
	平田寛	同	絵画
	長谷川誠	同	彫刻
建造物研究室	森蘊	文部技官	室長	遺跡庭園（平）
	浅野清	研究員（非常勤大阪市大）	建築史（平）
歴史研究室	杉山信三	文部技官	室長	建築史（平）
平城宮跡発掘調査部	棚本亀治郎	文部技官	部長	考古
第一調査室	坪井清足	文部技官	室長	考古（歴）
	木村豪章	同		（歴）
第二調査室	鈴木　充	文部技官		建築（建）
	藤井　功	同		考古
	森　郁夫	同		考古
	石井則孝	同		同
	荒木伸介	同		建築
	佐藤興治	同		考古
	工藤圭章	文部技官	室長	建築（建）
	岡田茂弘	同		考古（歴）
	牛川喜幸	同		建築（建）
	八賀　晋	同		考古（歴）
	三輪嘉六	同		同
	猪熊兼勝	同		同
	鬼頭清明	同		同
	高島忠平	同		同
第三調査室	沢村　仁	文部技官	室長	建築（建）
	河原純之	同		考古（歴）
	工楽善通	同		同
	町田　章	同		同
	横田拓実	同		同
	松下正司	同		同
保存整理室	栗原和彦	同		同
	横山浩一	文部技官	室長	考古（歴）
	田中琢	同		同
	佐原真	同		同
	横田義章	同		写真（庶）
	八幡扶桑	同		同
	佃　幹雄	同		歴史（歴）
史料調査室	田中稔	文部技官	室長	歴史（歴）
	狩野　久	同		（歴）
	伊東太作	同		同

（平）は平城宮跡発掘調査部、（歴）は歴史研究室、（建）は建造物研究室、（庶）は庶務課の兼務を示す。

ANNUAL BULLETIN

OF

NARA NATIONAL RESEARCH INSTITUTE OF CULTURAL PROPERTIES

1964

CONTENTS

Page

Preface 1

Wooden Writing Tablets discovered at the13th Survey of Nara Palace Site 2

Brief Report on General Investigation of Saidaiji Temple 9

Investigation of Art Objects in Maizuru District of Kyoto Prefecture 15

Manuscript Plans of Tea-room of Gosaiin Palace 21

Application of Photographic Survey to Research of Cultural Properties 24

Brief Report on Excavation of Ichijoin Monastery 26

Old manuscripts relating to Mediaeval Manors owned by Ninnaji Temple 31

Brief Report on Excavation of Nara Palace Site during 1963 ... 35

Organization and Activities of the Institute 40

PLATES

Wooden Writing Tablets unearthed from Nara Palace Site.

Wooden Shield "Hayato-no-tate" (8th Century) unearthed from Nara Palace Site.

Bronze Percussion Instrument "Kei" with Peacock-design owned by Taneji Temple.

Round Earthenware Ink-tablet unearthed from Ichijoin, Kofukuji Temple.

Head of Wooden Bodhisattva owned by Toshodaiji Temple.